

No.1 ○豊明市議会定例会12月定例会議会会議録(第3号)

平成24年12月5日

1. 出席議員

1番 川上 裕 議員	2番 毛 受 明 宏 議員
3番 近 藤 郁 子 議員	4番 近 藤 善 人 議員
5番 近 藤 恵 子 議員	6番 藤 江 真 理 子 議員
7番 近 藤 千 鶴 議員	8番 一 色 美 智 子 議員
9番 三 浦 桂 司 議員	10番 杉 浦 光 男 議員
11番 早 川 直 彦 議員	12番 山 盛 左 千 江 議員
13番 平 野 龍 司 議員	14番 平 野 敬 祐 議員
15番 村 山 金 敏 議員	16番 安 井 明 議員
17番 伊 藤 清 議員	18番 堀 田 勝 司 議員
19番 月 岡 修 一 議員	20番 前 山 美 恵 子 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長補佐 兼庶務担当係長	石 川 晃 二 君
議事担当係長	馬 場 秀 樹 君	専門員	出 口 実 紀 枝 君
専門員	濱 島 早 代 江 君		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	市 野 光 信 君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君
行政経営部長	伏 屋 一 幸 君	経済建設部長	横 山 孝 三 君
消防長	成 田 泰 彦 君	教育部長	津 田 潔 君
秘書政策課長	鈴 木 美 智 雄 君	財政課長	吉 井 徹 也 君
総務防災課長	相 羽 喜 次 君	高齢者福祉課長	原 田 一 也 君
医療健康課長	加 藤 賢 司 君	都市計画課長	野 村 芳 明 君

環境課長

土屋正典君

会計管理者
兼出納室長

深谷義己君

監査委員事務局長 前田 鑛 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

月岡 修一 議員

近藤 善人 議員

杉浦 光男 議員

近藤 恵子 議員

山盛左千江 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に19番 月岡修一議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○19番(月岡修一議員)

皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問内容に入る前に少しお時間をいただきたいんですが、昨日の一般質問の中で、某議員の質問の中で、職員を民間に派遣するというような質問の中で、部長のほうから、最長2カ月にわたって民間のほうに派遣をすると、民間の苦勞を知っていただきたいと、そのような答弁がありました。

しかし、覚えてみえる職員の方もおみえになると思いますが、私、過去に3回、職員を民間に派遣して市役所に新しい風をもたらしてはどうなんだと、製造、販売、そういった民間の苦勞を知るためにも、将来有望な職員を派遣すべきだと、3回にわたって過去に質問をしてまいりました。

しかし、いろんなへ理屈のもとに、全くそういったことをしようともせず、最終的には法律があるからできない、そういったことを記憶しております。それで、そういった質疑は断念しました。

しかし、市長がかわり、部長がかわり、質問する議員がかわると、法律まで変わるんですか。一体行政の仕組みはどうなっているのか、これはこの場で答弁を求めることではないですが、後ほど後日、個人的に答えをいただきたいと思います。

真剣に質問した私に対して、非常に不愉快、非常に失礼な答弁なんです。後で、後ほど時間をいただいて、しっかりその法律がどうして消えてしまったのか、しっかりとお答えをいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問を進めさせていただきますが、新しく教育長になられましたので、そのお祝いを兼ねて質問をさせていただきたいと思います。

豊明市の義務教育について、どのように考えておみえになるのか。

まず、豊明市の義務教育をどのような方向へ導こうと考えておみえになるのか、まず最初の質問であります。

2つ目の質問は、中学校における、小学校も含めてかもしれませんが、いじめ撲滅へ向けての対策について、教育長になられてどのような考えをお持ちなのか。民間にいるときから当然ながら、こういったいじめの記事はたくさん目にされていることと思いますが、そういった一般の社会から業界のトップに立たれて、相当思いが違ってくると思いますので、今のお立場でお答えいただければ結構かと思えます。

3点目ですけれども、私はたまたまボランティアで、犯罪を犯した青少年、中学生も含めてなんですけども、そういった犯罪を犯してしまった子どもたちや大人の更生にかかわるボランティアをさせていただいておりますので、非常にこういった問題を起こす、事件を起こす子どもたちの心理的な要因が手にとるようにわかる、そういった立場にいるんですね。

確かに家庭の教育が一番整っていればいいんですけども、子どもたちに対する愛情不足、そういったことが大きな要因であります。しかし、まだまだ学校のあり方とか、教育のあり方とか、行政のあり方とか、または一般の我々の行動次第では、こういった子どもたちのいじめというのは減少する方向にあるのではないかなと、そんな思いがしております。

その1つとして、私は、子どもたちが学校でいろいろなことを学ぶ、それは結構ですけども、今我々が想像する以上に、小学生高学年または中学生というのは非常に情報を取り入れる、大人の人たちがびっくりするほど情報を簡単に取り入れることができる。インターネット、そういったものをフルに利用すれば、親も驚くような情報を持っているんですね。

したがって、場合によっては、現実の世界と個人的なバーチャル的な世界の区別がつかない、自分だけの仮想的な世界、社会をつくり上げてしまう。そういったところの延長に、人に対する愛情不足とか、人に対する暴力行為とか、あるいは殺人に至ってしまうという、非常に安易な道が選ばれてしまう、そういった可能性もあるのかなと。

そういった子どもたちを現実の世界に引き戻すために、じゃどうしたらいいのか、いろい

ろ考えたときに、子どもたちが学校で学ぶ、それとあわせてもう一つ、子どもたちが何でも話せる施設があり、何でも話せる大人、いわゆるその子どもたちの悩みとか、家庭の問題とか、どんなことでも話を聞いてあげられる、いわゆる常識があり、見識があり、そういった大人が常時いる、そういった場所をつくるのが、非常に大切な要因ではないかなと思えてなりません。

学校教育とは切り離して考えていただいても結構ですけども、学校帰りに、またはいったん家へ帰ってからでも結構ですけども、子どもたちが一定の場所に集まって、子ども同士のコミュニケーションをとる、また現実に常識ある大人にいろいろなことを話をかけ、相談をかけて、そして大人の経験で子どもたちの心を癒してあげる、バーチャルな世界から現実の世界に引き戻してあげる、そういったことは決して不可能ではないと考えているんです。いや、むしろやっていかなきゃいけないと。

経験から子どもたちに本当に一言一言かみしめるようにアドバイスを送ってあげられる、そういった環境を整えることによって、ひょっとしたら、子どもたちのいじめというものは減少に転向するんじゃないかなと、転化するんじゃないかなと、そんなような気がしています。

つまり、子どもたちと接していますと、最初から標的を決めていじめてやろうという子は余りいないんですね。なかなか、いろんな情報をたくさん持っても、その情報を処理する能力はまだ持っていません。体力は大人並みであっても、心はまだ未熟な子どもですから、多感な時代において大人の世界をかいま見ってしまうと、その情報をいかに自分が処理できるかということは、不可能な事態になっているんですね。

そうしますと、学校にも自分の心を消化してくれる場所がない、家庭においても居場所がない、友だちとも違和感がある。何か自分の心を、憂さを晴らすためにちょっとしたいじわる、そういった行為が、されたほうはやはり、それを笑って受け入れることはできないわけですから、ちょっとしたきっかけで、ほんのからかったつもりが、相手が反抗、抵抗することによって、今度は本当にいじめ的な態度、行動に出てくる。

そういった連鎖反応がいわゆる大きないじめの事件につながっている傾向があると、私はたくさんの子子どもたちと接して、中学生のときに大きな問題を起こした子どもたちを見ますけれども、話している中で、やっぱり心のよりどころがないと言う。どっか、自分は犯罪を犯したけれども、誰か私の気持ちを受けとめてくれる人が欲しい。

しかし、親とか親戚とか、そういった人たちは、子どもたちが犯罪を犯したことによって、社会的にも白い目で見られる、苦労させられる、そういったことからどうしても子どもを好きになれない、好きなようにさせてしまう。むしろ自分の視点から離れてしまうことによって、親はそれで十分満足してしまう。すなわち、ますます子どもの居場所がない。

そういったことを解消するために、本当に子どもたちが気軽に寄って、お茶を飲みながら、そこで勉強することも可能、子どもたちと遊ぶことも可能、ゲームをすることも可能、そしてその中に常識ある大人が数人いて、常に子どもたちと会話をする。または、不測の事

態においては厳格に注意をする。その施設の上においては、厳しいおきてを持って、子どもたちにそのおきてを守ってもらう。

うまく私の頭の中にあるその施設が表現できなくて申しわけないんですけども、とにかく子どもたちが何かを求めてふらつきかけたときに立ち寄れる場所、そしてふらついた心を受けとめてあげられる人、こういったものが、この豊明市の施設でできて、その中で時間を過ごす子どもたちが本当にいじめから遠ざかっていく、そんな世界が決して不可能ではないと私は考えています。

ぜひとも、将来ある子どもたちの世界が、本人たちも本当にいじめをしようと、犯罪を犯そうと思って意識的にやっている子どもたちというのは、ほとんどいないと思っています。

やはり、そういう起こさざるを得ない家庭や、周りの環境によって心が荒らされて、自分自身の理性が働かない、まして理性を成長させる家庭もない、学校に行けば授業についていけない、ちょっと悪いことをすれば先生に怒られる。全く子どもたちの孤立した世界しか今確立されていない、そういった子どもたちが多く、そのような気がしています。

何とかしてそういった子どもたちを救う1つの手段として、時間をかけながら、大人との常識ある会話、指導を受け、また友人同士のコミュニケーションを保つ場所としても、どっか小さな部屋でも結構ですので、試験的にそういう施設を設けて、子どもたちの1つは逃げ場所としてなるかもしれませんが、いろいろなことを学ぶ場所ということで、大局的に判断をされて、そういう施設をつくっていただく、そのような考えが教育長におありになるかどうか。

大変わかりにくい質問で申しわけないのですけれども、問題はいじめを、前の2点ともつながってしまうのですけれども、そういったいじめや犯罪につながらない、そういった場所、環境をつくっていく、それが一番肝要かなと思っておりますので、今、心の中にあることをお話しさせていただいておりますが、教育長がご理解をいただいた範囲で結構ですので、答弁として、どのように考えておみえなのか、答弁いただければ結構だと思います。

それでは、2点目に入ります。

今回、全く一般質問の原稿が書けませんでした。恐らくこれは、この2つ目の質問が原因だと思っております。余りにも稚拙な質問内容のために、つまり幼稚な質問内容をするために、もう原稿が書けないと。本来、このような質問をすることがいいかどうか、自分でも本当に自問自答しましたが、どうしても心が晴れない、そういったことから、あえて質問に取り上げさせていただきました。

まず、質問内容に入る前に皆さんに知っていただきたいのは、11月25日に坂部区の文化祭がありました。市民協働課からいろいろなものをお借りして、文化祭が円滑に行われる、そういった準備をしたつもりでおります。

その1つに、プロパンガスの機器を借りました。毎年お借りしておりますので、皆さん使い方も慣れておりますので、当然ながら何の問題もなく進行していくと私は思っていました。

ところが、たくさんの豚汁をつくる準備をした皆さんが騒いでみえるんですね。「ガスがつ

かない、ガスがつかない」と、「ガスをどうやってやるの」と大騒ぎしていますので、私はそちらのほうに移動して見たところ、ガスを接続する重要な部品がないんですね。ですから、プロパンガスをあけても、もう当然ながら火はつかない。

そういった器具を市民協働課は坂部区に貸与してくれたわけですよ。市民の文化祭を援助する、ともに市役所として、市の職員として、市民の文化に貢献する。そういった立場の課だと思っていたのに、文化祭が危ういところでできない、200人以上の豚汁ができない、そんな緊急な事態に追い込まれて、日曜日で当然市の職員もいない、本当に慌てました。

何度も守衛室に電話してやっとながって、「とにかくこういう事情だから」、「今から行くから」ということで話をして、役員の方が2~3人来てくれて、何とか倉庫を開けていただいて、かわりの代替の品を借りて、遅らばせながら何とか婦人会の皆さんが豚汁をつくり上げることができたという、こういったことがありました。

まず、このことを頭に入れておいていただいて、それから私の質問を聞いていただければと思います。

質問内容は、昨年に実は坂部区が宝くじコミュニティ助成金の250万円を申請させていただきました。これは坂部区の公民館ができて18年になりまして、音響関係が非常に不安定な状況に陥りまして、ひょっとすると今年の文化祭も危ういかなと、来年はちょっと無理かなと、そんな心配をずっとここ数年しておりました。

そこで、いろいろと昨年の区長さんが市役所に出向いて相談したところ、市民協働課の優秀な担当者が、「宝くじの250万円の助成金がありますので、ぜひとも申請してください」ということをアドバイスいただきまして、それで私にそういう報告をされました。「こういう助成金があるので、うまくいけば音響関係は全部直せるかもしれない」と。

それで、私は見積書をつくりました。大変な時間をかけたんですけども、誰が見ても納得できるような見積書を時間をかけて作り、そして区長名で申請をさせていただきました。

そういったところ、「おおむねまあいいでしょう」と、そのような内容でありましたので、しかし確定はしておりませんので、私も前区長も2人だけの話として一切、まだ決まっていないことですので、他言はしないという約束のもとに黙っていました。

数日後に担当者のほうから、「実は、新しく宝くじコミュニティの助成金を申請する区が出てきたので、申しわけないけども、坂部区は1年先延ばしをしてほしい」と言われましたので、区長と相談したところ、快くそれを受けさせていただきました。「まあ1年延ばそう」と。

ですから本来でしたら、今年音響関係を新しくしたかったわけですけども、まあ来年でもいいと、何とかやりくりしましょうということで、気持ちよくその要望を受け入れさせていただきました。

しかし、途中から担当課がお二人かわられて、少し私も不安になりまして、大丈夫かなと、3度聞いたつもりです。そうしたところ「大丈夫ですよ」と、「これは課の引き継ぎ事項で

すから、私がいなくてもきちっと引き継ぎされていますので、大丈夫です」と言ってくれました。本当に坂部区にとってはありがたい言葉だなと思っておりました。

しかし、何かにつけて気になりまして、今年10月にひよんなことから、ちょっと神谷参事を訪ねてお話しすることがありまして、その帰りに課長に「昨年のコミュニティの250万円の件ですけど、大丈夫でしょうね」と言ったら、「そんなもん聞いてない、知りません」と言う。「えっ、引き継ぎ事項になっているはずだけど」と言ったら、「聞いたこともないし、引き継いでもいない、知りません」と、こういうことですよ。

私は真剣に議員活動をしているつもりですから、そんなこと言われたらやっぱり怒りますよ。「一体どういうことなんだ、ふざけたこと言っとるな」と怒りたくもなりますよ、真剣ですから。場合によっては、坂部区の文化祭ができない、そういう事態になるかもしれない。

そういった押し問答がしばらく続いた後に、係長さんかと思うんですけども、「市役所がそんな約束するわけないがや、市の職員が約束なんかするわけないがや」と、偉そうに高飛車に私にもものを言うわけですね。

私はいいですよ。一介の議員ですから、市の職員の皆さんは高学歴で優秀な人ですから、市会議員に何を言ったっていいでしょう。何を言われても仕方がない、頭を下げてでも援助をしていただかなければ文化祭ができない、そういった事態になっているわけですから。

しかし、私が申し上げたいのは、そこまで大きなことを言うならば、仕事をしっかりやれよと、態度ばかりでかくて、仕事もできない者が何を言っているんだと言いたいわけですよ。わかりますか、こういう気持ち。

まず、幾つか問題があるんです。「だめだ」と、「坂部区は、じゃいつなら助成してもらえるか」と言ったら、「まあ3～4年先だわな」と、「これはどういうことだ」と言ったら、「まだ申請していない区があるから、それを入れると3年か4年先だ」と。

これを聞いたときに私は不思議だと思うんですね。なぜ申請すると、新たな区が必ずこの3～4年の間に申請してくるということがわかるんですか。必要がなかったら、このコミュニティ以外にも補助金をもらうところがあるわけでしょうね。250万円の大きな金額を必要とする、それがなぜあと何力所あると断言できるんですか。

おかしいと思いません。やらせなければ、「あなたのところはまだもらっていないから申請しなさい」と、「そうしないと、いつまでたってももらえないよ」と、そう言ってやらせなければ、申請なんか出っこないじゃないですか。

なぜ今の時点で、あと3～4年先だと断言できるんですか。なぜ新しいところが優先されるんですか。なぜ事業内容をきちっと把握しないんですか。なぜ担当課は偉そうに、書類だけ出させて書類審査で済んでしまうのか。なぜ現場に行かないんだ、本当にどういう事業をしようとしているのか、なぜ現場に行って確認して、区長や我々に話を聞いて判断しないのか。

偉そうに座って、「申請書を持ってこい、見積書を持ってこい」と。「あんたここにはまだや

っていないから、初めてだからじゃいいわ」とめくら判を押しているのか。もっと仕事をしなさいよ。汗を流しなさいよ、職員だったら。何のための市民協働課なの。

先ほど言ったように、坂部区に対して大失態をしておきながら、まず、これが1つ不思議で仕方がないですね。

それからもう一つ、もう坂部区は今年申請しても来年はもらえない。だったら、なぜ今年、新しい区長に「申請をしなさい、見積書を持ってきなさい」と新たに言ったの。どういうことなんだ、それは。そこまで坂部区をばかにしているのか。

見積書をまた出して、申請書もつけて出した。ところが、後日呼ばれて、「坂部区さんは助成はできませんよ」と、そんなことを言われるために、わざわざ手間をとらせたのかどうか、ふざけるんじゃないよ、本当に。

なぜわかっているなら、最初から懇切丁寧に「こういう順番でやりたいので、悪いけど、あと3年待ってくれ」とか言えないのか。なぜ事業内容をこうしてやったら、ただ単に机を買う区があるかもしれない。しかし、今、坂部区は文化祭そのものがないという危機に陥っている。そういった事業内容を把握もせず、ただ順番だからと言っている。

それは、その判断をするんだったら、課長も係長も市の職員も要らんよ、市長。パートのおばさんを1人置いておけばいいんだよ、順番だけでやるなら。情けない、本当に。

私、余談になりますけど、長年、もう18年も議員をやらせていただいていますと、市の職員を一通り見て、将来この人はこうなっていくだろう、この人は間に合うだろうと、そういう判断をした職員がいっぱいいます。事実、私が見たように頑張っている職員もいます。

しかし、今度の市民協働課の課長は、私の判断が間違っていましたね。この人はできるだろうと期待しておったのに、仕事の仕方を知らない。

石川市長、仕事をまず市民協働課は何をやるのか教えてあげなさいよ、手とり足とり。情けないと思いませんか。

こういったもろもろの話を通して、まず1つ質問として、担当課として、この助成事業を活用するための基本的な考え方を答弁を求めたいと思います。

それから、先ほど申し上げた内容についても、当然ながら、なぜ助成ができない坂部区に対して、わざとらしく申請をしなさいとか、申請を要望したのか、大問題でしょう、こんなこと。なぜ、あと3~4年はだめだと言えるのか、なぜ新しいところが出てくると言えるのか、今の時点で。これも不思議ですよ。

そんなことを言うだけのために市の職員が高給をもらっているわけじゃない。私はピエロじゃないんだ、真剣に仕事をやらせていただいている。当然ながら、笑ってこのような事態を済ませるわけにいかないんですよ。

しかし、個人攻撃するつもりはありませんので、何を言われても、先ほど申し上げましたように一介の議員ですから仕方がない。市の職員さんは決定権を持っている。そういった人たちは強いですからね、坂部区は気に食わない、月岡が気に食わなかったら、またまた先送りすればいいことですから、これは仕方がないですね、弱いです。

したがいまして、私はちまたでは「ごり押し月岡」と言われているようですが、私はごり押しをしたことはありません。理路整然と粘り強く、何遍でもお願いしますけども、ごり押しはしたことがないんです。そういったことも、あわせて市民の方に知っていただきたいなと思います。

とにかく、ほかの議員さんもそうですけども、やはり一生懸命なんですよ、地域の発展、市の発展、そういったことに対して。そういった立場を経験していない市民協働課が、汗も流さずに、偉そうにそっくり返って、書類だけの審査で右から左に250万円の助成金を決めてしまうという、大問題だと思いませんか。

なぜ坂部区に来て、どれが困ってどのようなことになるのか、また新たに申請されて、その内容を新たに確認に行っているかどうか、恐らく行っていないでしょう。めくら判で「結構ですよ」と、そんな程度だと思えますよ。実に情けない。

くどいようですが、昨年の担当者が「大丈夫ですよ」と言えたのは、ある女性職員ですけど、彼女の判断で言えますか。当時の部課長が太鼓判を押さなかったら、窓口の職員が私や区長に対して「大丈夫です、1年先延ばして結構ですから大丈夫です」と言えますか、そんなこと。部長や課長が承知をしているから、担当課が自信を持って私たちに、「1年先延ばししてくれたら大丈夫です、助成できます」ということを言えるんじゃないんですか。

しっかりと市長、そのことを考えていただきたい。私はふざけて市会議員をやっているわけじゃないんだ、いつも真剣勝負でやらせていただいている。

余りくどく言ってもいけません、とにかくこの件に関しまして、市民協働課のあり方を市長、一度見直したらどうですか。本当に市民のために役に立たない市民協働課を置いておいても仕方がないでしょう。もっともっと汗を流して、本当に市民のためにもともに働く、そのための市民協働課じゃないんですか、一度ご検討をいただきたい。

そういったこともあわせてお願いをしながら、私の壇上での一般質問を終わらせていただきます。

No.4 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.5 ○教育長(市野光信君)

月岡議員がお尋ねのご質問、1、豊明市の義務教育をどのような方向へ導こうと考えているのか。2、豊明市の中学校におけるいじめ撲滅への対策について。3、中学生がどんなことでも本音を語れる場所や、中学生がどんなことでも本音を語れる大人の存在が必要ということについて、順にお答えさせていただきます。

まず、1の義務教育をどのような方向へ導こうとしているのかについてです。

これは、一人ひとりの子どもたちが個性を發揮して、主体的、創造的に行動して、他の子どもたちと協調しながら、たくましく生きようとする力を育むことが重要であると捉えております。

子どもたちがその義務教育である場で、つまり学校ですが、1日の約3分の1という長い時間を過ごしているわけです。その学校は、子どもにとって居場所がなければいけない。そして心理的に安心、それから自己存在感を感じて、何よりも楽しくなければいけないというふうに考えております。

そのために、これまで学校で独自のアンケートですとか調査、それから今年、試行的に導入しましたQ-Uテスト、そういったものなどを通して、学校が現状と課題を把握して対策を講じることが大事だと考えております。

それを、じゃ実現するためにということになります。指導室の指導力をアップさせて、それを通して校長の学校経営能力、そして管理能力、また教員は教師力、学級経営能力を高めていきたいというふうに考えております。

次に、豊明市の中学校におけるいじめ撲滅への対策についてです。

昨年度は、約6,000人の児童生徒がいる12の小中学校から、小学校22件、中学校47件、合計69件のいじめの報告を受けております。今年度も1学期末時点で、小学校7件、中学校10件の報告を受けております。

その内容はさまざまですが、解決に努めてまいりました。また、現在も解決に努めているものももちろんございます。

特に大津市での事件の後には、臨時の校長会を開催しております。その中で、いじめの定義を再認識、再確認しております。

申し上げますと、「発生場所が学校の内外を問わず、児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことによって精神的な苦痛を感じているもの」ということで再認識して、意識を高めております。

具体的な各学校での取り組みとしまして、次に述べるようなことをしております。

- 1、学期ごとのアンケート実施と、その結果を踏まえての個別教育相談。
- 2、朝会での校長談話や、学級での担任講話。
- 3、道徳の時間に、新聞記事などを活用した授業。
- 4、人間関係づくりを深めるための体験的な活動を取り入れた学校行事。
- 5、いじめ対策委員会で共通理解と事例の研究。
- 6、相談電話の周知。
- 7、学校新聞などによる保護者向けの相談窓口の周知。

でございます。

いじめに関してですが、議員がお尋ねになりました、これまで違う仕事から現在の仕事に変わっての印象はということでございますが、これまでは新聞等の報道を通じてそういったことを知ってまいりました。もちろんだう考えても、誰が考えても、心が暗くなる、こんなこと

がなければいいのになという立場で新聞を読んでいました。

ところが、この立場になりまして、以前よりも責任を重く感じておりますし、さらにリストを見まして、もしこれが自分の子どもだったらどうするやろなど、そういうふうになるようになりました。もちろん当然、自分の子だと思ったらほっておくことはできない、これは誰でもそうだと思います。

一人ひとりがそのような気持ちを持てば、世の中変わっていくんだろうなど、理想論かもしれないですけど、そういう気持ちを持ち続けるのは大事だろうというふうに思っております。

現に、そのリストを見まして、私自身がちょっと看過できないというと、ちょっと大げさでございますけれども、これはちょっと実態を聞きたいと、どういう指導をしているのかという事案を何件か抽出しまして、学校に行って担当者の対策、ごめんなさい、すみません、状況を尋ねてきました。

そこで、いじめですけども、やはり何といても予防、そしてもしいじめが発生した場合には、早期に対応するということが重要だと思っております。

予防的な対応としまして、昨日の連絡ノートの話に近いことがありますけれども、教員と家庭が相談しやすい、話しやすい関係を構築すること、そして維持することが1つだと思っております。

次に、教師が学校現場、そして外に出て通勤の往路、復路を含めてアンテナを高くして、子どもたちが発信するSOSをいち早くキャッチすること。

次に、もし発生したという場合には、当面はいじめられた側には問題がないという立場に、指導観に立って、早期対応できる体制づくりをしたい、そうすべきだと考えております。

そのいじめが起きるプロセスでございますが、おっしゃるとおりさまざまです。いろいろな要因がありますけども、子どもが満たされていないだとか、認められていないとか、ストレスがあるだとか、そういったことだと思います。

その目を配るべき教員が忙しいと、なかなか時間がとれないというようなことがあってはなりませんので、校務支援ソフトですとか、補助教員の追加などをこれまでしてまいりました。今後も、そういったことを含めて支援をしていきたいというふうに考えております。

といいますのも、教育現場での多様な問題に、これだという薬といいますか、こうすればいいという、それはなかなかないと思います。

ですから、教員がいかに子どもに寄り添えるか、もしくは熱意を持って長い時間子どもに接することができるかというのが、時間という観点で考えますと、大事だなというふうに思っております。

次に、中学生がどんなことでも本音を語れる場所や、中学生がどんなことでも本音を語れる大人の存在につきましてです。

中学生が大人とかかわりを持って生活をする場は、大別して3つあると考えております。

1つは、何といても、先ほど申し上げましたように学校です。学校に信頼できる大人が

いるか、これは非常に大事なことだと思います。重要です。

担任、それから教科担任、部活の顧問、養護の先生、スクールカウンセラー、補助教員、支援員などを含めて、周りにいる大人が本音を受けとめられるよう、そんな存在にしなければなりませんし、本音を受けとめても、共感的に子どもの本音に耳を傾けることができるか、そういう資質を向上させなければならぬと考えております。

2つ目に家庭があります。

議員も先ほど家庭のことをおっしゃいましたが、おっしゃるように時間的に最も長く過ごすのが家庭であります。しかし、家庭での会話が減ったり、食事を一緒にとるといった時間が減ってしまっているというのが現状です。

さらに、交友関係だとかお金をどういうふうに使ったか、これを把握するのも家庭しかできないことだろうとっております。

今のところ、子どもとしては、具体的に家庭教育に入り込む方策は持ち合わせておりませんが、学校と家庭の連携、これは何度も繰り返して恐縮ですが、連絡ノートだとか、そういったものなどを通じて、啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えております。

そして3つ目、これは地域です。

地域でさまざまな活動に中学生が参画することは、これぞ本音を語れる大人とかかわりを持つ、身近に見つけるよい手段だと考えております。

例えば中学生が地域事業に参画する機会の1つとしまして、これもお聞きした話ですが、子どもフェスティバルがございます。これをお聞きしますと、実行委員の方が中学生に声をかけてスタッフを募集して、その中学生が小学生をお世話したり、司会進行したり、裏方をしたりすると聞いております。

こういったような形で、地域の中で中学生が自分の力を発揮して、大人に認められる、そこで自己有用感とか充実感、そういったものを味わえるような取り組みを進めていただけるとありがたい、よいなあと感じますし、実際にもそのような動きがあります。

さらに、小さな部屋でもよいからといった施設のことについて、関連してお答えいたします。

場所の確保となりますと、公民館といった公の施設、そういった場所などを工夫する余地があるのではというふうに考えております。

ただ、ご提案の中で重要なポイントとなりますのは、人の確保だと思います。

地域の中には、中学生の話にじっくり腰を据えて耳を傾けて諭してくださる、そういった方がきつといるだろうとは思いますが、今、誰をと云われますと、すぐに頭に描くことが難しい状態です。私自身、そういった大人の存在が非常に大事だと同様に思っております。

先日、ようやく読めた本なんですけども、大平光代さんという方が書いた、『だから、あなたも生きぬいて』という本を、10年ちょっと前に知ったんですけども、ようやく読む機会が訪れました。

サボっていたということもあるんですけども、私が彼女を知ったのはテレビ番組だったんですけども、彼女は中学生のときにいじめに遭い、そして自殺をして、学校に戻ったんですけども、また裏切られてという大変な目に遭った方がおっしゃる言葉に、「もし、あなたが今すぐにでも道を踏み外してしまいそうなら、思いとどまってほしい。家庭や学校や世間に対する怒りや不満を、道を踏み外すことで解消しようとしても、それは全部自分にはね返ってくる、自分がしたこと何倍にもなって。どうか周りの人の言うことを素直に聞いて、自分の人生も、他人の人生も大切にしてほしい」。

ここにある、「どうか周りの人の言うことを聞いて」といったことで、これが今、地域の方、地域の活動を通じて、そういった機会がこれから多く得られるといいなというふうに現在思っております。

以上です。

No.6 ○議長(安井 明議員)

神谷参事。

簡潔に答弁願います。

No.7 ○参事(神谷巳代志君)

それでは、市民生活部よりご答弁を申し上げます。

まず、11月25日の坂部区の文化祭におきましては、区民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを、おわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、コミュニティ助成事業につきましてお答えをいたします。

コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業といたしまして、集会施設やコミュニティ活動備品の助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に行われております。

本市におきましては、本年までに19の団体が助成を受けまして、地域活動等で大いに活用をいただいているところでございます。

コミュニティ助成は、毎年2団体程度が認められておりまして、申請主義に基づき助成対象団体を決定しておりますが、申請の申し込みが複数あった場合には、過去の助成実績がない団体が優先する旨の取り決めが定められており、必ずしも希望に沿った形で助成が受けられるわけではございません。

なお、この取り決めにつきましては、毎年開催する区長会や、申請の通知文書でもお知らせをしているところでございます。

坂部区につきましては、昨年と今年の2年間にわたり申請をいただきましたが、過去に一度も助成を受けていない複数の団体から申請があったため、そちらの団体が優先選定され、助成の対象とはならなかったものでございます。

地域コミュニティ助成制度の説明につきましては、優先順位等の取り決め事項等を含めまして、十分説明をさせていただいてきたつもりでございましたが、今回このようなことが生じたことにつきましては、心よりおわびを申し上げます。

今後は、こうしたことが二度と発生しないよう、複数職員で説明に当たるなどして、ご理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

また、一連の職員の不適切な対応につきましては、心よりおわびを申し上げます。

このことにつきましては、市全体で言えることではございますが、市民の方に対する窓口対応、それから接遇等につきましては、市民の方の立場に立ったことを心がけまして、誠実な態度、誠意を持った態度で対応するよう、全職員心がけておるところでございます。

それから、見積書の関係でございますが、この見積書の提出につきましては、10月3日に、希望のある区についてはお出しをいただけるような通知を差し上げたところでございますが、平成25年度の県の要綱が来るのを待って、10月3日にお出ししたわけでございますが、その時点では、どこの区が申請をされるか、まだ不明な状態ではございました。

事前に相談等は数件ございましたんですが、まだ不明な状態ではございましたので、申請を希望する区につきましては、全区お出しをいただいたものでございます。

それから最後に、議員が申されましたとおり、市民のために仕事をする市民協働課でありたいと考えております。市民とともに市民協働でよいまちづくりをしていく、そんな市民協働課としての仕事をしっかりしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

終わります。

No.8 ○議長(安井 明議員)

一通り答弁は終わりました。

月岡修一議員。

No.9 ○19番(月岡修一議員)

教育長、一生懸命答弁いただきましてありがとうございます。

一言、二言でこういった子どもたちの世界が劇的に変わることはあり得ないと承知しております。

一番の問題は家庭が最も重要なことですので、しかし、なかなかこういう時代、家庭といっても親の教育もしなきゃいけない、そんな時代になっておりますので、非常に難しいのかなと思います。

お願いですけども、教育長、これから余り気負わずに、現実の世界をよく見ながら、対応していただければと思うんですね。

私の思いがうまく伝わっていない部分があるかもしれませんが、学校で今まで一般社会、またいまだに家庭の親が思っているように、学校の先生たちに教科書による授業、知識の習得に関する知識を教えていただく、そういった行為と、それから人間的な教育、しつ

けに対すること、そういったことをすべて学校にお任せ、学校がやるべきだというような意識が、いまだに義務教育の中にあるのかなという気がするんですが、ぼちぼち僕はそういった世界から脱皮しなくちゃいけないと思うんですよ。

少なくとも小学校においてはそれで済むかもしれませんが、中学校からはやはりそういった個人的なしつけの問題と、教育を施すそういった環境を分けていかなきゃいけない、もうそういう時代に入っているのかなと。

先生に何から何まで「うちの子の面倒を見なさい」と、「あなたができないから、うちの子はこういう問題を起こしたんですよ」というような親もみえるかもしれませんが、それはもう無理ですよ、そんなことは。これだけの人間が、多種多様な子どもたちが生きていく世界の中で、そこまで先生の果たして目が届くかといったら、それは無理です。

昔のように、げんこつやびんたが許されている教育、そういう環境でしたら、先生に対する威厳があり、怖さがあり、黙っていても言うことを聞いてしまう、そういった環境でしょうけども、今は頭を軽くどつただけでも訴えられる時代ですから、そんなことを要求する時代じゃないと思います。

したがって、もう少し、今はもうこれ以上申し上げませんが、教育長という立場でじっくりと、私は教育現場にしっかりと足を運んで見ていただきたい。それからまた、時間をかけて教育論議を交わしたいなと思っておりますので、ぜひとも、役所にずっといらっしゃるのも仕事かもしれませんが、嫌がられるかもしれませんが、各中学校を年に何十回と訪れて実態を見ていただきたい。

そうすることによって、私が今申し上げていることが少しはご理解いただけるかなと、そんな気がしますので、ご答弁は結構ですので、ぜひともそういう行動を起こしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それから市民協働課ですけど、今初めて神谷参事から、11月25日に対する不手際のおわびがありましたけど、本来でしたらなぜそのときに、翌日、また数日以内に、区長や私にそういった話がないのかどうか。

私はもう坂部区のそういった行事にも23年以上絡んでいる、中心的な役割でずっと来ているわけですよ。大きなことを言ったら、私がいないと坂部区の行事ができない、そのぐらいにもうなってしまう。そういった立場で一生懸命フォローしておっても一言の声もない、情けないです、そういった常識のない態度は。

それから1つ、私が壇上でお尋ねした中で、なぜ坂部区は3~4年先だと断言できるんですかと。初めてのところを優先する、それはいいですよ、そういう制度はいいです。

しかし、先ほど言ったのは、新しいところがないかもしれないから、全部、坂部区も含めて申請させた。申請をさせたけども、もらってから「坂部区さんはありませんよ」と。区長さんは、改めて2年連続で申請すれば、ひょっとしてという期待を持つじゃないですか。

大人の世界ですよ、これは。だめなもんまで、先ほど言っようにごり押しはしませんよ。できないものは仕方がない。それ以前の適切な説明というのは、区長会で説明しているとは

言うものの、見積書や申請書を出させたという責任だってあるじゃないですか。あとのフォローが全くなってないじゃないですか。

だから、なぜ3年、4年なりと断言できるんですか。断言できるということは、来年も再来年も、これから先3年間、新しい区が確実に申請をしていくという根拠はあるんですね。その根拠を示してください、まず最初に。

No.10 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.11 ○参事(神谷巳代志君)

現在、まだ一度も交付を受けていない区が4区ございますので、その4区がもしすべて新規で出てきた場合には、それが優先されますというお話でございますので、必ず全部の区が出てくるというお話ではございませんし、3年、4年になるという、必ずそういったことを想定してのお話ではございません。

終わります。

No.12 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.13 ○19番(月岡修一議員)

恐らく昨年の区長さんが今の答弁を聞いても理解できないと思いますよ。

じゃどうしたらいいんですか、坂部区は。どうしたらいいんですか。もてあそばれているようなもんですよ、本当に。私もひたすら区民に向かって本当に申しわけなかったと、もうずっとおわびしておりますけども、説明しておわびして、ただひたすらおわびするしかないです。大変な状況に今なりつつありますのでね。

だからはっきりと、だったら最初から、あと申請していない区に無理やりでも申請させたらどうですか。どうでもこうでもいいからやらせたらどうなんですか、順番だと言うなら。

そうすれば、おのずから坂部区の順位が決まってくるでしょう。それから話したらどうですか。現実に今年でもやっているんじゃないですか、僕は、そういったことが裏で行われているような気がして仕方ないですけど、どうですか。率直なところどう思われます。

No.14 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

残り時間3分です。
簡潔にお願いします。

No.15 ○参事(神谷巳代志君)

今年度におきましても3区から出てまいりましたので、抽選でその結果2区に決まったわけでございますので、うちのほうから、例えば特定の区に出していただきたいというようなことをお話ししたわけではございません。
終わります。

No.16 ○議長(安井 明議員)

月岡修一議員。

No.17 ○19番(月岡修一議員)

市民協働課は、今、神谷参事が答弁されたように、本当に本気で仕事をされるのかどうか、しっかりと見させていただきますよ。

市長、あなたの責任も大きいですよ、そこに仕事ができない課長を持っていったんだから。よく考えてやっぱりやってくださいよ。

私は個人的にあなたを憎いなんて何にも思っていない。しかし、こういうときは、あなたにぶつけるのが一番私も気が楽ですからね、やっぱりあなたのところに最初いくんですよ。そのぐらい、あなたは豊明市民のトップですから、当然ながらそういう自覚をしていただきたい。

そういったことをお願いしまして、私の一般質問を全て終わらせていただきます。
ありがとうございました。

No.18 ○議長(安井 明議員)

これにて、19番 月岡修一議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時9分再開

No.19 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
4番 近藤善人議員、質問席にて質問願います。

No.20 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議長のご指名により通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、学校評価について。

学校評価が全国に広がった背景には、1990年代に公立学校において、学級崩壊や指導力不足教員の問題がクローズアップされたことがあります。そこで、信頼される学校づくりが必要と言われるようになり、そのツールとして学校評価が注目されるようになりました。

その目的には、学校運営や教育活動の改善に役立てること。保護者や地域住民とのコミュニケーションツール、あるいは連携協力を促すツールとして活用すること。学校の設置者が評価の結果に応じて支援することにより、一定水準の教育の質を保障することとあります。

学校評価について、その実施が、学校教育法施行規則に規定されて4年以上が経過しました。この学校評価は、まだまだ保護者や地域の理解は浅いようですが、各学校ではこの学校評価を順調に実施、活用して、意味あるものになっているのでしょうか。

そこで、質問です。

1、学校評価の結果を教育活動、その他の学校運営に結びつけていくために、全教職員による目標設定が行われていますか。

No.21 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.22 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、お答えいたします。

まず、学校評価の結果を全教職員による目標設定が行われているかどうかであります。まず学校評価の結果は、全教職員に周知のため、校長や教頭から職員会議の場などで説明されております。

この結果を生かして、あらかじめ分担された業務内容に沿って改善された目標設定が作成され、再度全体の場で目標の妥当性について検討されております。

目標は、その年度の当初に校長から示されておりまして、共通理解を図った重点目標に即して設定しております。

したがって、全教職員による目標設定というふうに学校では捉えております。

以上、終わります。

No.23 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.24 ○4番(近藤善人議員)

それでは、どのような学校を目指すかというゴールは、教職員間で共有できているということでもよろしいでしょうか。

No.25 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.26 ○教育部長(津田 潔君)

各学校によりまして、重点目標等はさまざまでございます。自分の成長を実感できる確かな学力の育成とか、お互いに尊重し、助け合う態度を育成する。そのような重点目標を設けて、教職員で目標設定を確認している、捉えているというふうで考えております。

以上です。

No.27 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.28 ○4番(近藤善人議員)

それでは2番目、学校評価が学校、家庭、地域のコミュニケーションツールとして機能していますか。

また、どのような形で学校評価の結果の公表、説明をされていますか。

No.29 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.30 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、学校評価がコミュニケーションツールとして機能しているかにお答えいたします。

学校評価は、教員、児童生徒、保護者が、それぞれ日々の学校生活や授業、行事参観を通じて感じたことを、アンケート項目に即して達成度を数値化して集計しております。

また、自由な記述によって、要望の把握にも努めております。

その結果は、学校新聞で返信したり、ホームページでアップしたりして還元しております。

その際には、学校としての取り組みの経緯や、今後の改善点をまとめております。

また、地域から学校に意見を述べていただける学校評議員にも、結果や改善の方法をお示しして協議の場を持ちますので、学校、家庭、地域のコミュニケーションのツールの一助となっていることを認識しております。

以上、終わります。

No.31 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.32 ○4番(近藤善人議員)

ホームページに掲載ということですが、私が調べた中では、三崎小学校と豊明中学校しか学校評価は掲載されていませんでしたが、ほかの学校については、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

No.33 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.34 ○教育部長(津田 潔君)

ホームページのアップは、議員がおっしゃられるとおりで、2校であります。

他の校では、学校の評価の結果については、保護者には紙媒体でお知らせしている学校がございます。

地域の学校評議員や民生児童委員の方などに対しましては、範囲を区切って情報を提供している学校もございます。

教育委員会としましては、各学校の現場の実情に合わせて、一律ホームページで学校評価を記載するような、そのような統一的な指示は現在行っておりません。

以上です。

No.35 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.36 ○4番(近藤善人議員)

少し前に情報サポーター制度というのをお聞きしたんですけれども、せっかくこんないい制度があるんですから、ぜひ、ほかの学校についてもやっていただけないでしょうか。

No.37 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.38 ○教育部長(津田 潔君)

情報サポーター制度といいますが、情報サポーターを臨時職員として今2名、各小中学校に配置しております。

主に各学校のホームページの充実、それから校務支援ソフト等の、教員の業務量を軽減するための支援として配置しております。

先ほどもお答えしたように、同じ答えになって恐縮ではありますが、ホームページのアップにつきましては、各学校の実情に合わせてホームページの掲載については行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

No.39 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.40 ○4番(近藤善人議員)

やっていただけるのか、やっていただけないのかわからないんですけども、今後の課題としてぜひ検討をお願いします。

それでは3つ目、学校の目標、計画は、学校関係者評価委員だけでなく、全ての保護者に情報提供していますか。

また、どのような手段で提供されていますか。

No.41 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.42 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、お答えいたします。

学校の目標や教育計画は、年度当初のPTA総会で直接、校長が保護者に説明しておりますが、参加者が全員ではございません。

そこで各学校では、学校要覧というものを作成いたしまして、その中に目標や教育計画をまとめたものを文書として全家庭に発行しております。

その他の方法といたしましては、学校新聞、学年通信といった名称で、随時情報を提供

しているところでございます。

先ほども申し上げましたように、中にはホームページで、それらの情報を提供している学校もございます。

いずれにしましても、何らかの方法で周知し、家庭と学校が連携して子どもたちの教育に当たっております。

以上、終わります。

No.43 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.44 ○4番(近藤善人議員)

それでは4番目、学校評価における目標が抽象的であったり、何をいつまでに行うかが不明確であったりして、形式的になったり、教育活動、その他の学校運営の状況を的確に評価できていないということはありませんか。

No.45 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.46 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、④についてお答えいたします。

設定する目標が定量的に測定できるものばかりではなく、目標とする行動様式を設定し、児童生徒の変容の姿を通じてはかろうとする。こういうものもあることから、目標が抽象的であるというご指摘をよく耳にいたします。

しかし、子どもの成長を捉える場合に、漢字が幾つ書けるかとか、計算が正しい答えで何分で何問できるとか、挨拶を誰に何回したとかといった目標は、大きな意味があるとは考えておりません。

漢字が書けるように努力する姿が増えたとか、時間がかかるが、誤りがないよう慎重に計算するようになったとか、声は出せないけれども、目を合わせて会釈ができるようになったなど、一人ひとりに応じた抽象的な評価の尺度を大いに使っていきたい、そのように考えております。

また、何をいつまでに行うかについての明確化は、子どもたちが成長する場面を想定いたしますと、これもまた大きな意味があるとは考えておりません。

子どもたちの成長は、3歩進んで2歩下がる、繰り返し繰り返し粘り強く取り組むことで、本当の行動様式として身につけていくものと考えております。

したがって、同じ文章の目標が期限を定められず、複数の学年にわたってあらわれる、そのようなことも1つの理由がここにあります。

しかしながら、学校評価を真に意味あるものにするためには、義務教育の9年間を見通しまして、それぞれの学年の発達段階ではどうあるべきか、また逆転することがないように努めていくこと、総体として数値であらわすことと同時に、一人ひとりの成長に細やかな目を向けて、一人ひとりに合った指導助言をすることが重要なことと考えております。

この点をしっかりすることで、学校運営の質は向上するものと考えております。

以上、終わります。

No.47 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.48 ○4番(近藤善人議員)

学力向上の取り組みの中で、比較的いい自己評価が出ているのかかわらず、達成目標に対する数値が成果としてなかなか上がらないということもあるようにお聞きしております。

例えば専門家による、大学教授などに定期的に来校していただき、評価項目の設定、自己評価、改善策等について支援や助言を仰ぐというようなことは、お考えはないでしょうか。

No.49 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.50 ○教育部長(津田 潔君)

この学校評価の制度は平成20年度から行っております。

毎年、豊明市の教育の基本方針で、学校評価というものを重点項目に挙げてまいりました。

その中で、当初の段階では、保護者や児童生徒に対するアンケート項目もかなり多くあったわけですが、年数を重ねることによって、重点項目によるアンケート調査に変わってきてございます。

ある程度学校評価について、本市の場合、確率的に出てきておりますので、今、議員がおっしゃられるような内容につきましては、現在、具体的には検討しておりません。

以上です。

No.51 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.52 ○4番(近藤善人議員)

続いて5番目、今後、学校評価について、第三者評価を取り入れる考えはありませんか。

No.53 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.54 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、学校評価の第三者評価についてでございます。

各学校では、全教職員が評価項目に即して日常の教育活動の振り返りを行い、児童生徒や保護者に対するアンケート調査の結果をもとに、法令上の義務であります自己評価を行い、その結果や改善策を保護者や地域住民、具体的にはPTA役員、委員、それから学校評議員、民生児童委員などで構成されております、法令上の義務、努力義務であります学校関係者評価、これを実施しております。

これらの結果は、先ほど述べましたとおり、文書で配布したり、一部ではホームページでアップしたりして情報提供に努めているところでございます。

このような経過を通じまして、各学校の課題が明らかとなり、その改善が家庭、地域、学校との連携で図られているというふうに現在認識しておりますところから、これも法令上の義務のない第三者評価ではありますが、実際、第三者評価の実施については、現在のところ考えておりません。

以上です。

No.55 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.56 ○4番(近藤善人議員)

先ほどの質問でも考えていないということで、今回また、その外部の専門家による第三者評価も考えていないということなんですけども、こういうことでその自己評価とかそういうのがちゃんとやっていけるんでしょうか。第三者の目というのは非常に重要だと思いますけども。

No.57 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.58 ○教育部長(津田 潔君)

学校評価につきましては、自己評価、これは教員、保護者、児童生徒が行います自己評価と、それから先ほど申しましたように、地域の学校評議員、民生児童委員などの方にお願ひしております学校関係者評価というものがございます。

そして、外部の学識経験者等を委員をお願いするのが第三者評価というふうな、3段階であるというふうにご認識しております。

現在は、学校評価、自己評価を行いまして、自己判断だけではなく、それを地域の皆さん、学校評議員、民生児童委員の方々などで構成される学校関係者評価、これを実施しております。

これで、もう学校外部の方の評価をいただいているということで、今現在、大学教授とか学識経験者を構成員とした第三者評価の実施は具体的に考えていないというふうにご答弁申し上げます。

以上です。

No.59 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.60 ○4番(近藤善人議員)

ぜひ、検討していただきたい課題だと思います。

それでは、教育委員会の学校評価に対する考えを聞かせていただきたいと思います。

どうしてかという、一部にこの学校評価について批判的な教職員もいると聞いています。

本来、大切である子どもと接する時間が奪われてしまい、ただでさえ忙しいのに、ますます子どもと向き合う時間が減ってしまうという声もあります。

No.61 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.62 ○教育部長(津田 潔君)

学校評価が現場の職員の負担になっているというようなお話、ご質問の趣旨かと思いま

す。

学校評価における、先ほど申しました自己評価のうち、教職員の評価は従来から行って改善に努めておりました。

ただし、平成 19 年度の法改正に伴いまして、自己評価の中に、教員以外に保護者、児童生徒のアンケート結果も導入するように 19 年度に変わりました。

このため、アンケート項目の作成、実施、集計などが必要になりましたので、この段階で教職員の事務処理量はかなり増えたということは認識しております。

ただ、これがですね、これらの作業が日ごろの活動を振り返り、改善の指針となっているということも学校評価は事実でありますので、アンケートを実施し始めた当初とはかなり項目、当初はかなり多くのアンケート項目でありましたが、現在では各学校の重点努力目標に沿った内容についてアンケート項目を設定するなど、焦点化を図って教師の負担軽減を行っているところであります。

学校評価が、公表を目的とした学校評価にならないように今後とも努めていきたい、そのように考えております。

以上です。

No.63 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.64 ○4番(近藤善人議員)

それでは今のところ、現場からの声として、負担になっているという声はないと理解してよろしいでしょうか。

No.65 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.66 ○教育部長(津田 潔君)

当初の段階では、そのような教員からのご意見もいただきました。

ただ、先ほど申しましたように、作業の内容を焦点化することで、今現在はそのようなことはないというふうに教育委員会は認識しております。

以上です。

No.67 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.68 ○4番(近藤善人議員)

学校評価の実施そのものが自己目的化してしまわないよう、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価を実施していくことが、何よりも重要であると思います。

それでは、2番目の教育委員会の活性化について質問させていただきます。

教育委員会は、今日、学校教育の充実はもとより、生涯学習体制の整備を図ること、社会の変化や関連する行政課題へ積極的に対応するなどについて、大きな役割が期待されており、教育委員会が今後このような期待される役割、機能を十分果たし、その使命を遂行するためには、教育委員会の組織及び運営に関し、教育委員及び教育長の選任、研修等、広報、広聴活動の充実などについて改善を加え、教育委員会の活性化を図ることが重要であると思います。

それでは質問1番目、教育委員会の閉鎖性が問題となっていますが、情報提供についてどのようにされているのか、お答えください。

No.69 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.70 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、市民への情報提供についてお答えいたします。

教育委員会は、毎月開催されます定例教育委員会と、必要に応じて開催します臨時教育委員会がございます。

学校教育、社会教育に関する基本方針や、重要な事業の計画及び実施方針、教科書用図書の採択等、議案の審議を行っております。

また、各事業の内容等につきましても、報告をその都度行っております。

多くの市民の皆様に会議の内容を知っていただくために、事前にホームページにおいて次の開催日時、議題、場所及び会議の傍聴についてお知らせをしております。

また、豊明市の教育委員会のホームページに、学校教育課を始めとしまして各課の情報にアクセスでき、トピックスとして新しい情報の更新をするとともに、小中学校の基本情報や、不登校対策として適応指導教室の情報、教育委員会の会議録の公表も行っているところでございます。

気軽にアクセスいただけますように、折に触れて広報などで周知に努めたい、そのように考えております。

以上です。

No.71 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.72 ○4番(近藤善人議員)

今、ホームページの話が出たんですけれども、一部の学校のホームページでは、パスワードの必要なページがあるんですが、ここで言いますと、豊明小学校の保護者専用、あと中央小学校の学校行事、栄中の学年通信、今言われた気軽にアクセスできるということには、ちょっとなっていないと思うんですが、この辺はどうなんでしょう。

No.73 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.74 ○教育部長(津田 潔君)

ホームページには気軽にアクセスしていただきたいということで努めておりますが、ホームページに各学校でパスワードが設定されている部分については、これは主に写真の掲載、児童生徒の写真が掲載されている部分でございます。

どの学校でも、4月の当初には保護者へ写真や氏名の公開がどこまでよいか、その確認をとりながら、各学校のホームページを作成しております。

学校新聞の記事、こちらについても同じように確認をとりながら行っております。その結果を参考にしながら、地域へ情報提供を学校として行っているところであります。

特に写真の掲載とプライバシーの保護、これは比重のかけ方、バランスが難しいところでございます。

写真がアップされている学校でも、できるだけ遠景の写真にして、個人が特定できないような後ろ姿を中心に写真を工夫するなど、いろいろしているところでございます。

以上、終わります。

No.75 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.76 ○4番(近藤善人議員)

私は、ほとんどの学校のホームページをずっと見たんですけれども、本当に個人が特定できるような写真がいっぱい載っているんですね。この辺から見ると、何かちょっとおかしいような気がするんですけれども、どうでしょう。

No.77 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.78 ○教育部長(津田 潔君)

個人が特定できる写真も載っているということは事実でございます。

その辺は、先ほど申しましたように、どの学校も4月の当初に保護者の方に対して、写真や氏名をどこまで公開したらいいかという細かい確認をとりながら行っているわけです。

そこで、個人が特定できてもよいというような確認がとれた場合は、そのような形でホームページのほうに掲載されているというふうに、教育委員会のほうでは認識しております。

以上です。

No.79 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.80 ○4番(近藤善人議員)

ありがとうございます。

ここで、ちょっと開かれた学校づくりについて、非常にいい取り組みをしているのを紹介したいと思います。

高浜市の高浜中学校で、毎月1回「教育を語ろう会」という名称で、保護者、地域住民の誰が来てもよい意見交換会を開催している。

かた苦しい場ではなく、井戸端会議的なものを目指して、学力、いじめ、学校の安全、進路などの話を提供して対話しています。

校長にとって、公式な場では言いにくいことも、意見交換のできる場になっているそうです。

また、それとは別に、「校内見守り隊」という、保護者、地域住民が自由参加型で、2時間目と3時間目の授業時間中に校内を巡回しつつ、1年から3年の全ての授業を見学できる機会を、年3回実施されている自由参観とは別に、年間7回から8回設けています。

授業や校内の様子を見て回った後、教師との懇談会が開かれています。

全ての教師の様子を伝えられるチャンスでもあり、授業参観と合わせると毎月のように保護者を学校に迎えています。こうした日常的な情報共有が地域に開かれた学校づくりにつながると思います。

この取り組みをぜひ、本市においても採用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.81 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.82 ○教育部長(津田 潔君)

高浜市の「教育を語ろう会」という事例をご紹介いただきました。

本市では、各学校では、保護者を対象に授業参観や、運動会のように地域の人も立ち寄れるような行事を、年間計画の中で適度な間隔で配置しております。

現在のところ、今ご紹介にありました高浜市のように、不特定多数の方に対して開かれた学校ということでご紹介するのは、防犯上の対策も必要になることから、広く地域の方々にも積極的にPRするということまでは、今は考えてございません。

しかし学校では、さまざまなボランティアなどで、日ごろからお世話になっている方がたくさんおみえになるものですから、そういうお世話になっている方には、積極的にお声をかけて学校訪問を行っていきたい、そのように考えております。

具体的には、学校評議員やPTAの委員会、民生児童委員との懇談会、幼稚園、保育園などの連絡会、スポーツ開放委員会など、これらのさまざまな場面の中で対話の機会を活用していきたい、そのように考えております。

以上、終わります。

No.83 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.84 ○4番(近藤善人議員)

今言われた不特定多数ではなくて、今言われた評議員とか保護者、地域の方、そういう方にぜひ開かれた学校として訪問していただきたいと思います。

先ほど月岡議員も言われましたように、現場を知ることが非常に大切だということをおっしゃいました。私も同感であります。

ぜひ教育長だけではなく、教育委員の方、事務局、地域の人たちと一緒に、学校を訪問していただきたいと思います。

それでは、次の教育委員会の意思決定の機会が、月1回程度の会議で十分な議論がされているでしょうか、事務局の追認機関になっていないでしょうかということはどうでしょうか。

No.85 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.86 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育委員会の開催についてのご質問でございます。

教育委員会の基本的な責務は、主に教育の基本方針や中長期の戦略ビジョンを打ち出すことと考えております。日常的な業務につきましては、教育長が委任されております。

毎月1回、定期的に開催されます定例教育委員会では、議題報告等、委員の合議により教育方針などを決定していただいております。

また、重要な議案等の審議につきましては、臨時に教育委員会を開催する場合もございます。

教育委員会の場のみではなく、現地に出まして学校訪問などの機会を捉えて、委員相互の意見交換にも努めていただいているところでございます。

以上、終わります。

No.87 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.88 ○4番(近藤善人議員)

それでは、現在のところ、開催回数を増やすとか、夜間開催など、時間の工夫についてのお考えはないでしょうか。

No.89 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.90 ○教育部長(津田 潔君)

開催数につきましては、やはり必要性が生じた段階で、定例教育委員会とは別に臨時教育委員会を随時開催していきたいと考えております。

もう一つのご質問の夜間の開催につきましては、今のところ、具体的には検討しておりません。教育委員の皆さんにも一度その辺のことをお諮りして、意向確認の上、今後研究させていただきたい、そのように考えております。

以上です。

No.91 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.92 ○4番(近藤善人議員)

それと関連なんですけども、役所というところはちょっと敷居が高いと、市民の方はそう思っていると思うんですけども、地域の人たちが教育委員会を傍聴しやすいような、そういう配慮というのは何か考えはないでしょうか。

No.93 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.94 ○教育部長(津田 潔君)

役所は敷居が高い、なかなか傍聴におみえになるのが難しいというご質問でございます。

先ほどの夜間に教育委員会を開催してはどうか、議員がおっしゃられるのは、地域に出て行って教育委員会を開催してはというご趣旨のことかと思えます。

教育委員会としましても、広く情報発信をいたしまして、多くの方に傍聴をしていただく、そのように努めておりますので、先ほど申しましたように、夜間とか地域に出て行って教育委員会を行う、これは他市町で事例等も聞いております。

先ほど申しましたように、この件につきましては、教育委員の意向もございまして、その辺のところの意向を確認した上で、一度研究してみたいという答弁でご了承願いたいと思えます。

以上、終わります。

No.95 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.96 ○4番(近藤善人議員)

ぜひ、研究してください。

それと、私が委員会を傍聴させてもらったときに、大切な案件が委員に伝わっていなくて、非常に困ったということを見えています。

それで、臨時の委員会が開催されたんですけども、非常に期間がなくて困ってました。ですから、案件の内容は事前に委員に十分説明はされているのでしょうか。

No.97 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.98 ○教育部長(津田 潔君)

定例教育委員会で、正直に申し上げますと、教育委員の方からご指導、お叱りを受けたことはございます。

教育委員会でも、重要な項目につきましては、事前に資料、参考資料、議案についてお渡しして、事前に一度確認をしていただいて、当日、教育委員会でご意見をいただき、合議により決定するという形をとっております。

何分にもその期間的に短いケース、議案をお渡ししてから、定例教育委員会まで期間が短かったという事例もございます。

この点につきましては、事務局の事務についての不手際といえますか、もう少し教育委員の方に情報提供を早くするという事で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

No.99 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.100 ○4番(近藤善人議員)

ぜひ、そうしてください。

あと、ほかの自治体との教育委員同士の情報、意見交換とかの機会の設定とかはされているのでしょうか。

No.101 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.102 ○教育部長(津田 潔君)

本市におきまして、今現在5名の教育委員が選任されております。

この近くで言いますと愛知地区、長久手、日進、東郷、豊明、旧愛知郡であります。こちらのほうで愛知地区教育委員会連絡協議会、こういう会を持ち回り事務局により設けております。

この中で年2回、愛知地区の全ての教育委員が合同で研修する、そのような場所を設けております。

その中で、各市町の教育行政についての意見交換、情報の交換、共有を行っているところがございます。

以上、終わります。

No.103 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.104 ○4番(近藤善人議員)

日進、長久手、東郷もいいんですけども、「井の中の蛙大海を知らず」ということもあります。

先ほど言った高浜とか、前回の質問でも阿久比のサタデースクールとか、いろいろなことをやっている自治体が非常に多いと思います。

ぜひ、先ほどの長久手、日進、東郷だけではなくて、ほかの自治体との教育委員の情報交換も、ぜひやっていただきたいと思います。

No.105 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.106 ○教育部長(津田 潔君)

ちょっと言葉が、説明が少なくて申しわけございませんでした。

愛知地区で教育委員の合同研修、そのほかに愛知県下で集まっていたいて、研修会も1年に1回開催しております。

そして教育行政、今おっしゃられるように広く見聞を開くために行政視察、こちらのほうも教育委員会で行っております。全国的に先進事例があるところにつきましては、先ほど申しました愛知地区の連絡協議会で視察研修も行っておるところでございます。

補足説明をいたしました。

以上です。

No.107 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.108 ○4番(近藤善人議員)

それでは3番目、教育委員選任について、現在はどのように決められているのでしょうか。

No.109 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.110 ○教育部長(津田 潔君)

教育委員の選任について、少しご回答させていただきます。

教育委員は、教育行政全般について責任を負う合議制の執行機関を構成する一員であり、その職務は極めて重要で、教育委員の選任に当たっては、教育行政に深い関心と熱意を有し、教育委員にふさわしい人材を確保することが、教育委員会の活性化につながるものであるというふうに言われております。

また、選任に際しましては、比較的年齢の若い人や女性の登用に留意し、教職経験者に偏することなく、より多様な人材の確保に努めるように現在配慮を行っております。

このことから、本市の教育委員会では、委員の選任に際しましては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮いたしまして、現在5名の委員をもって組織運営しております。

教育委員の選任に当たりましては、学校教育や生涯学習はもとより、社会の変化や関連する行政課題に対応するなど、教育委員会に期待されております役割、機能を十分果たし、その使命を遂行できる教育委員の構成に努めているところでございます。

以上、終わります。

No.111 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.112 ○4番(近藤善人議員)

私がお聞きしたかったのは、誰が選んでいるかということで、具体的にあればお願いします。

No.113 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.114 ○教育部長(津田 潔君)

教育委員の選任は市長の専権事務でございます。

市長がマニフェストにも掲げてございますが、「教育環境日本一」という目標に沿う人材、教育委員としてふさわしい人材を選任されているということでございます。

以上です。

No.115 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.116 ○4番(近藤善人議員)

市長が選んでいるということで理解しています。

それでは、委員の候補者の公募や、住民の推薦とか、また選考過程を地域住民に公開するというようなことは考えていないでしょうか。

No.117 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.118 ○教育部長(津田 潔君)

まず、教育委員の公募についてお尋ねであります。教育委員の公募制度は、人材を幅広く募ることで教育委員会の活性化に努めることを目的とし、この制度を導入している事例がございます。

教育委員の選任は、先ほど申しましたように市長の専決事項でございまして、市長は教育の現状と問題点を分析した上で、教育委員にふさわしい人選を行っているということでございます。

教育委員会におきましては、年齢、性別、職業に偏りがなく、多様な人材構成による教育委員会からの発言や活動を活発に行うことが求められておりますので、公募制度が教育委員にふさわしい人材が確保できる制度であるか、これについては十分な検討、検証が必要ではないかというふうにも今現在は考えております。

以上、終わります。

No.119 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.120 ○4番(近藤善人議員)

2番目の選考の過程について、地域住民に公開というようなことは、私が聞き逃したかもしれません、お願いします。

No.121 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.122 ○教育部長(津田 潔君)

すみません。選考の過程について、地域住民にそれを公開するかというようなお話であります。また教育委員の公募制、選考についてのあり方でも、具体的にそのような考えを持ち合わせておりませんので、この場ではっきりとしたお答えはちょっと考えておりませんので。

以上、終わります。

No.123 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.124 ○4番(近藤善人議員)

それでは4つ目の、平成 24 年度に教育委員会基本方針の重点課題が大きく変わっているんですね。この理由をお聞かせください。

No.125 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.126 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、「豊明市の教育」の中に、最初のページのほうに教育委員会の基本方針というのがございます。

その中で大きく変更した点は、学校教育の重点課題と主な施策の項目でございます。

これは、方針が全く違った方向に進むということではございません。昨年度までの重点を継続課題としながらも、新たな課題を示したということでございます。

例えば一例を挙げますが、昨年度、重要課題として挙げた「言語活動の充実」は、全ての学校が現職教育という教員研修の中に位置づけまして、グループ活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用しながら、その研究は引き続き行うということとして、新たに今回、道徳性や社会性を向上させるために、道徳の授業での教材開発や、Q-Uアンケートの実施、分析などによる学校経営力の向上を図ろうとしているものでございます。

その他の項目についても、現在最も力を入れたい点について、課題として示しているものでございます。

以上、終わります。

No.127 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.128 ○4番(近藤善人議員)

私が一番心配しているのは、「学校間の連携」とか、それが消えていました。

これについては、小1プロブレムとか中1ギャップとも関連して、不登校問題にもつながります。この項目以外にぜひ、力を入れていただきたいことなんですよね。

その辺についてはどうでしょう。

No.129 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.130 ○教育部長(津田 潔君)

先ほども申しましたとおり、重点課題から記載がなくなるということで、即教育行政、教育課題から排除されるということではございません。

それも、重点課題で新たなものに力を入れたいということで重点課題のほうに載せませんが、そこから記載がなくなったものについても、先ほど申しましたように、現職教育とかそういうところで引き続き行っている、教育活動を行っているというふうでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

No.131 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.132 ○4番(近藤善人議員)

それでは5番目、議会での一般質問について、委員会において議論され、教育現場でどのように反映されているのでしょうか。

教育委員会は、議会における質疑、答弁を通じ、住民に対する説明責任を積極的に果たしていかないといけないと思いますが、どうでしょうか。

No.133 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.134 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、議会での一般質問について、教育現場にどのように反映されているかについてお答えいたします。

一般質問につきましては、教育委員会にその都度報告され、必要に応じて議論されております。

教育現場に対しましても、定例の校長会議において、議論の結果を踏まえて周知しているところでございます。

施策としましては、教育現場の実態と考へも尊重しながら結論を出し、反映できることから実施しております。

以上、終わります。

No.135 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.136 ○4番(近藤善人議員)

私は何度も傍聴させていただいているんですけども、私を取り上げている不登校問題について、その中で余り議論を聞いたことがないんですけども、どうでしょう。

No.137 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.138 ○教育部長(津田 潔君)

議員がご質問されています、いじめ、不登校問題、これは大津市の痛ましい事件もございました関係で、教育委員の方にも重大事項というふうに位置づけております。

先ほど教育長が申し上げましたように、臨時の校長会議を開いて、その対策にも当たっているところでございます。

定例教育委員会の場で、教育委員の方々から一般質問、いじめ、不登校についての議論というのが少ないというか、そういう印象を持たれたということですが、委員としては関心が高く、教育委員会の場以外でも「フレンドひまわり」、そちらのほうに訪問いたしますとか、教育委員も現場に出しております。

各学校において直接、校長を始めとする教職員から、いじめ、不登校対策の実態、課題、それに対する対策等も聞き取りを行っております。

そして、その中で方針等を出して、教育委員会から各学校に指示しておるということでございます。

定例教育委員会の場以外でも、そのような議論を教育委員の方は行ってみえるということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

No.139 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.140 ○4番(近藤善人議員)

最後の6番目、学校の裁量権限の拡大について。

特色ある学校づくりを進めていくためには、生徒、保護者の要請や、地域の状況に応じた教育を主体的に進め、保護者や地域住民に対して直接に説明責任を果たすとともに、学校に権限を与え、校長のリーダーシップのもとで、自主的な学校運営をすることができるようにすることが必要だと思えます。

そのためには、校長の裁量によって執行できる予算を措置することや、教職員の配置に対する校長の権限を認めなければならないと思いますが、豊明市の現状はどうでしょうか。

No.141 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.142 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、学校の裁量権の拡大について、実態についてお話しいたします。

まず最初に、法律の関係ではありますが、学校教育法の第37条に、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督するとあり、校長の職務が明記されております。

これが示す範囲は、教育活動の運営から、教職員や児童生徒の管理、学校保健の管理、施設設備の範囲など、非常に幅広いものとなっております。

教育委員会としましては、これらの職務が円滑に進み、児童生徒が健全な学校生活を過ごせるよう、学校と連携の上、教材の整備、施設、備品の配置や管理、人員の配置など、予算措置を進めているところでございます。

引き続き、校長の裁量権の中での要望を踏まえ、各学校の実情に応じた予算配当に教育委員会としては努めてまいります。

以上、終わります。

No.143 ○議長(安井 明議員)

近藤善人議員。

No.144 ○4番(近藤善人議員)

最後になるんですけども、教育委員会の基本方針で、児童生徒に身につけさせたい3つの力というのがあります。

学ぶ意欲や基礎基本を重視し、主体的に学習する力。

命を尊ぶとともに、自他を大切にし心豊かな生活を築く力。

心身ともに健康で、志をたくましく切り拓く力。

この3つの力を育むための学校像では、児童生徒が通いたくなる学校、保護者、地域が通わせたいような学校、教職員が勤めたいような学校とあります。

すばらしい学校像だとは思いますが、特に児童生徒が通いたくなる学校、このような学校になれば、いじめとか不登校もなくなるのではないのでしょうか。

すばらしい目標ですが、児童生徒が通いたくなる学校とはどんな学校でしょうか。

私もちょっと抽象的でわからないんですけども、熊本県のある中学校では、子どもと向き合う時間の確保を徹底しています。

ここの校長が重視したのは、先ほど教育長が言われたように、どの子も自分の子どもだと思って教育を行うこと、常に子どもに寄り添うことや、人権感覚を磨き続けることを求めています。

教育実践の心構えとしては、義務感、責任感だけでやるのはにせもの、使命感を持ってやるのが本物。ここからが大事です。人を教え、導くための基本は愛情、愛情なくして信頼関係は生まれません。

この4つのことを実践してきました。こうした言葉を校内各所に貼り出しています。

過去にいじめが起きた際に、被害を受けた生徒がもし自分の子どもであったならと考え、対策を講じてきたそうです。

こうした取り組みにより、平成20年に、全生徒679人のうち40人以上いた不登校生徒が1人になったそうです。すばらしいことだと思います。

教育関係者の方たちには、もう一度原点に戻って、どうすれば児童生徒が通いたくなる学校になるのか考えていただき、重点課題とか机上の空論、絵に描いた餅にならないよう努力していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

No.145 ○議長(安井 明議員)

これにて、4番 近藤善人議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時7分休憩

午後1時15分再開

No.146 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.147 ○10番(杉浦光男議員)

ご指名をいただきましたので、質問をいたします。

教育長として日が浅く、ご苦労なさってみえることと思います。教育行政の責任者として、質問に真摯に答えていただければありがたいと思います。

多くの議員が教育関係で質問していますので、お答えにぶれのないようにしていただきたいと思います。

今回の質問についてのキーワードは、「生きる力」です。

私は、教育の真髄は、いつも言うておりますけれども、知育、徳育、体育、略して知、徳、体をもってすることであると考えています。これこそが生きる力の育成の源泉です。

今回、教育長には、細かい数字よりも思い、言うなれば所感だとか直感だとかいう、そういう感を中心に述べていただきたい。

1番、豊明の子どもについて、どんな子どもであってほしいと願っていますか。

2つ目として、豊明の子どもについて、学力、体力、徳についてどのように把握されているか。細かい数字はさておいて、教育長自身が考えてみえる学力感、体力感、徳感といえますか、それらについて、特に考えをお聞きできれば幸いです。

次に、教育の中立性と、これを広げて教育委員会の中立性等について、教育長の考えを伺いたい。

観点としては、公立学校での政治的中立性、公立学校での宗教的中立性、その教育を支える教育委員会、その委員の宗教的、政治的中立性についてです。

次の課題へと進みます。

通告してある内容は、過去に多くの議員、私も含めてですが、質問があったことですが、社会的状況、学校現場の変容等によって、今、質問することも適時性ある課題であると、私自身は思っております。

その1、不登校対応、いじめ等の問題行動への対応です。

各学校では一生懸命やっています。しかし、結果としては、点の対応というか、対処療法というか、そういうものになっているのではないかなというふうに思います。

その解決として、私自身は、今後の課題ですが、対策センターのようなものを設置して、豊明市のいじめだとか不登校、こういうさまざまな問題を一括して集約し、そこで解決策を出していくというような方向がいいんじゃないかなというふうに考えております。

きょうは、現状を伺うものです。

その2、特別支援者への対応について。

2007年より特別支援教育、コーディネーターを支援し、支援員も少しずつ増えています。行政の努力によって、現在ではかなりの人数を得て学校教育が行われているというふうに思います。

学校内での委員会も設置されており、制度上はほぼでき上がっています。知的障がい、情緒障がい、肢体不自由児など、特別支援を必要とする子どもが豊明市にいます。

その子どもたちは、一般的には養護学校に入学するか、地域の普通学校に入学するかです。

養護学校に適していると思われる子どもも、養護学校が定員オーバーで受け入れが困難であるとか、あるいは、その子どもの保護者が地域の普通学校に入れることを望み、普通学校に入学する場合もあると聞いております。

また、現在の通常学級には、約6.3%の発達障がい児が存在すると言われております。この6.3%というのは、豊明ということではなくて、日本全国的な平均だそうです。

続いて、新学習指導要領に基づく授業時数の増大、なかんずく理系教育の重要性が叫ばれています。

そこで、理科教育への対応として、県費の理科支援員、本年度までありました理科支援員の制度は終了します。そのことによる対応を聞きます。

今回の質問は、子どもたちの生きる力を育むことにつながることです。

特別な支援を要する子どもも、豊明市に在住する普通の子どもたちも、私たち大人、あるいは学校、教育委員会、行政等、全てがその子どもたちの行く末について、崇高な責務として負っているというふうを考えております。

壇上から述べましたことは簡単ですが、よろしく答えていただきたいというふうに思います。

以上です。

No.148 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.149 ○教育長(市野光信君)

議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、子どもについて、どんな子どもであってほしいかということについてです。

まず最初に、豊明市の教育理念である「命を尊び、人を愛し、心豊かなたくましい人材の育成」を踏まえまして、学ぶ意欲や基本、基礎を重視して主体的に学ぶ子ども。次に、自

分自身、そして他人を大切に作る子ども。次に、心身ともに健やかな子どもであってほしいと願っています。

それをもとに、昨日のお話と重なる点がありますが、生きる力ということで、厳しい社会があるのが現状です。5年、10年後、15年後どうなっているか、皆目検討もつきません。

そんなような世の中でございますけども、子どもたちにはそのとき、いつでも学ぶ姿勢を備えていて、世の内外に目を向け、人の話に耳を傾け、そして厳しさを乗り越えることができるような、たくましい人になっていてもらいたいと思っております。

そのためには、子どもたちに、特に学ぶことは楽しいことだと感じる、人とのかわり合いは大事なことだと感じる子になってほしいと願っております。

次に、学力の実態についてお答えします。

学力の実態ですが、何をもとに考えるかということで難しい点がありますが、全国的、客観的な指標として考えられるものをもとに見ました。

それは、24年度に行われました全国学力学習状況調査であります。

豊明市は、小学校1校、そして中学校1校が抽出されたものです。

小学校では、国語、算数、理科ともに全国平均。課題としては、3教科とも知識を活用する能力を、さらに高めていくということがございます。

中学校では、国語、数学、理科ともに全国平均を上回る状況。課題として、特に国語の言語活動で基礎的、基本的な知識、技能を活用することです。

ただ、この数値にあらわれない学力観というものございまして、その件ですが、これは学ぶことへの関心、意欲、態度がございまして、

これらの力を伸ばすには、行動を観察することが大事です。その行動に対して、褒めたり、励ましたり、アドバイスしたり、指導したりしながら、成長を促す必要があると考えます。

やはり、それには教師力のアップが必要だと考えられます。なぜかといいますと、教員が一人ひとりの子どもの成長をよく見て伸ばすことができるように、そして多くの目で行動を観察できるようにしたい。そのように考えておりますし、教育委員会としても、それを支援したいと思っております。

次に、体力の実態でございまして、

これは、データとしましては、24年度に実施された児童生徒の体力・運動能力実態調査結果、それに対して小学校は21年度、中学校は17年度、これは公表されたものですが、全国平均がございまして、それと比較しますと、小学校でよいのはシャトルラン、長座体前屈です。50メートル走は平均並みでございまして、劣っているのは、握力、ボール投げ、上体起こし、反復横跳びです。

中学校になりますと、よいのは持久走、上体起こしです。50メートル走は、男子はややよいですが、女子はやや劣る状況です。中学校で劣っているものは、握力、ボール投げでございまして、

この体力、この実態を受けまして、所感と申しますか、感じることは、運動部への、

運動部活といった部活への積極的な参加を促して、運動する機会の増加を図る必要があるなど感じます。

また、実際に小学校では、業間に縄跳びだとか、冬にはマラソンを取り入れたりしている動きもあります。

さらに中学校では、体育の授業の中で自己目標を立てさせて、目標の達成に向けて各自が取り組むよう、意欲づけがなされています。

ただ、学校の中だけでは十分な体力がつくわけではございません。したがって、今後は生涯スポーツの観点からも、何らかの仕組みづくりの必要性を感じております。

次に、徳(心)についてです。

徳(心)については、豊明市では教育委員会の基本方針の中に、児童生徒に身につけたい力の1つとして、「命を尊ぶとともに自他を大切にし、心豊かな生活を築く力」を挙げております。

豊明市では、保健センターが主催する「命の尊重事業」を、平成22年度から全小中学校で実施しております。今年度は実施する学級を拡大しました。

ただ近ごろでは、「私はだめだ」、「僕はだめだ」、「何々ができないから他の人に認められないんだ」といった自尊感情が低い子ども、自己肯定感が持てない子ども、そういった子どもが多くなっているのではないかなど少々危惧しております。

そういった子どもたちにはぜひ、この命の尊重事業で見たり、聞いたり、体験したことを、何かのときに思い出してもらいたい。

また、これから学ぶ子たちには忘れずにいてほしいと思うことがあります。

それは、お父さんが協力してお母さんが死ぬ思いで産んでくれた、それに対する感謝の気持ち、そして命の重たさ、さらにそれだけではなくて、子どもたち自分自身がおなかの中で自分の力を使って成長し、そして自分の力で、まさに生きる力を持って、この世に生まれしてきたんだ。そんな私、僕ってすごいんだなという気持ちです。

今後も、道徳教育を中心に自己肯定感を高め、他人を思いやる心の教育活動の充実に努めていきたいと考えております。

次に、教育の中立性についての考えであります。

教育活動において、政治的、宗教的に中立でなければならないことだということでございます。

これは、まず学校、いわゆる義務教育学校としての豊明市立小学校では、その中立性を守るために、特定の政党を支持したり、反対するための政治教育や活動、特定の宗教のための宗教教育や活動を行わずに、教育を進めることだと理解しております。

ただ、道徳性の涵養の視点や、社会で生きるために必要な基礎知識として、政治や宗教の意義、それをつかむことは大切なことだと考えておりますし、法が許すところだとも思っております。

さらに、個別に教育委員会、教育委員はどうかということですが、先ほど申し上げ

げたことに同様であるというふうに考えております。

以上です。

No.150 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.151 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、教育部所管の部分の中で、市の次の課題の取り組みについて問うについてお答えいたします。

まず初めに1点目、不登校対応、いじめ等の問題行動への対応についてであります。不登校児童生徒数が依然として多いことに対して、教育委員会としても、不登校対策について全力で対策を講じなければならないというふうに考えております。

そこで、平成22年度より適応指導教室に、火曜日ごとにスクールカウンセラーを配置し、指導員や保護者と相談できる体制を図りました。

また、適応指導教室には、不登校児童生徒の話し相手となるホームフレンドを配置し、不登校児童生徒の家庭や別室登校をしている児童生徒を訪問する体制をとっております。

適応指導教室でも、通級児童生徒に自信をつけさせるために、学習指導の充実を図るとともに、学校生活に適應できるようにするため、生活リズムの改善指導を強化し、学校復帰のための教育プログラムの改善にも努めております。

今年度は、不登校問題を考える保護者の会「ひまわりの会」のPRにも積極的に努めてまいりました。

幸いにして、親の会を通じて「フレンドひまわり」への入級を決めた生徒もおり、ホームフレンドやスクールカウンセラーも対応で手いっぱいのご状況でございます。

これらが学校復帰につながるよう、今後、全力でサポートしていきたいというふうに考えております。

各学校においても、一人ひとりの児童生徒との触れ合いの機会を増し、最近元気がない、交友関係が変わった、1人であることが多くなったなど、予兆を素早くキャッチして、家庭との連携の上に立った早期の対応に努めるよう、依頼しているところであります。

いじめについての対応は、学校内では教師が児童生徒の発信するSOSをいち早くキャッチすること。また、相談しやすい体制を講ずること。学校からの連絡に早期対応できる体制づくりをするなど、一層努力していきたいと考えております。

教育委員会としては毎月、学校からいじめ、不登校の有無、状況の報告を受け、実態把握に努め、今後ともいじめ、不登校対策の充実に努めてまいります。

次に、2点目の特別支援者への対応についてお答えいたします。

発達障がいでは特別支援教育を必要とする児童生徒の実態や、そのための人員配置については、市内全校に各1名から3名、市全体で28名の特別支援員、教育支援員を各校の実情に応じて配置をしております。

昨年度8月の調査によります発達障がい児童生徒の出現率は、小学校で2.9%、117人、中学校で1.5%、30人となっております。

医学的には、先ほどおっしゃられたとおり、6.3%の出現率があると言われておりますので、本市におきましても、潜在的には、さらに多くの児童生徒が特別な支援を必要としていることが推測されます。

他の障がいでは就学が困難な児童生徒への対応として、県立の特別支援学校、みよし養護、港養護との連携の必要性も感じております。

次に、3点目でございます。

新学習指導要領に基づく理科教育への対応についてお答えいたします。

今回、学習指導要領の全面実施に向けて、理科教育における課題としまして、子どもの理科の学習に対する意識の問題、国民の科学に対する関心の低いこと、子どもの自然体験などの不足、基礎的な知識、理解の問題、科学的な思考力や表現力などが挙げられております。

これらの課題を解決するために、各学校において、次に挙げます4つのことが必要だというふうに言われております。

順番にご紹介しますと、まず1点目が、指導要領の移行措置で新たに加わる内容について、教材研究や指導の方法の理解を深めること。

2点目が、新しい指導内容に対応する観察・実験機器を計画的に整備すること。

3点目が、新学習指導要領の理解、観察、実験、指導法など研修の充実を図ること。

4点目が、新学習指導要領の趣旨や学習内容に即した指導計画を立案し、授業時間を確保すること。

と、4つ挙げられております。

これらを受けまして、各学校では、愛知県教育委員会開催の学習指導要領説明会に平成22年度から参加し、新学習指導要領の趣旨や指導内容を理解した上で、校内現職教育において全職員で共通理解を図り、観察、実験、指導法について研修を深めております。

また、本市では、小学校教育課程対策委員会、中学校対策委員会をそれぞれ開催し、観察・実験機器の整備など、条件整備に努めてまいりました。

今後とも、各学校の状況を把握しながら、新学習指導要領の趣旨を適切に生かした授業が実施できるよう努めてまいります。

以上、終わります。

一通り答弁は終わりました。

杉浦光男議員。

No.153 ○10番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

じゃ、流れに沿って再質問ということでやっていきます。

教育長は割合と、割合とというか、自分の言葉でお話ししていただいてありがとうございました。今のお気持ちをより深化させて、豊明の教育のために頑張ってくださいますよう、お願いをしておきます。

学力の実態、体力の実態、心の実態ということで並列的に聞きましたけど、その中で体力の実態については、これは特にもう学校だけではできませんね。部活だとか、一般の教科の体育、1週間の中で何時間、少ない。それから部活、全て運動部に入っているとは限らない、文化系の部活も多い。だから、これ家庭、地域、本当に体力づくりというのは総合的な問題だと思います。

そういうふうに考えていきますと、私、以前にもしましたけども、市が音頭をとってやれるものとして、市はスポーツ振興計画を立てたよと、今年はこの冊子もつくるよというところまでいっていますので、お間違えのないように、その点も進んでおと思っていますが、これは子どもの体力づくりと全く観点は一緒、よろしくお願ひしたい。

特に教育委員会、教育をつかさどるポジションの方々は、そういうところにしっかりと目を光らせて、体力づくりにご指導をいただきたいというふうに思います。

続いて、再質問の内容がちょっと変わりますが、このままで立ったままです。

教育の中立性ですけども、ここのところをちょっと中心にやりたいと思うんですけども、市長と教育委員会との関係について、まず聞きます。

教育委員会は、僕は学校の教育の中立性と言って、だから、それを担保する教育委員会の中立性というのももう平行移動で、教育委員会も中立であらねばならないと、これは憲法上の要請、教育基本法の要請、もう当然だと思ひますが、それと今度、市長との関係でいきますと、ちょっといろいろな難しい問題が出てきますね。

僕は例題を出しますよ、市長が学校の教育目標を定めることができるか、市長が学校の教育目標。

市長は民意を得た、選挙をやっているから一応民意を得ているね。教育委員会はちょっと違った存在です。教育委員会が直接民意を得ているかという、教育委員は議会の同意が要りますので、間接的な民意というか、そういうものは得ているわけだが、直接ではありませんので、ちょっと違いますよね。

民意というところをベースに置いて考えて、そしてなおかつ、市長が教育委員会に介入するというか、学校の教育目標を設定できるかということで、そういう問いを発したいと思ひますが、どなたか答えていただけますか。

No.154 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.155 ○教育部長(津田 潔君)

市長と教育委員会との関係のお尋ねかと思えます。

少しちょっとお話ししますと、市長は選挙を経て市民の負託に負えるべく、行政の長として公約の実現、教育環境日本一というような公約を実現させるというふうに認識しております。

そのため、公約にはですね、社会的な動きや地域性が反映されているというふうに認識しております。

しかし一方、教育が負うところは、教育基本法の目的に示されたように、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成、子どもたちの育成を目指すものと考えております。

したがって、社会の動きや地域性を大切にしながら、不易な部分を見失うことなく、教育として不易な部分を見失うことのないように、一般行政とは独立して教育行政を進めるというふうに、教育委員会では認識しております。

以上、終わります。

No.156 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.157 ○10番(杉浦光男議員)

ということは、私はもっと具体的に学校の、例えば沓掛中学校でも栄中学校でもいいですが、豊明中学校でもいいですが、中学校の教育目標、あるいはそういう学校、豊明市内の義務教育にかかわる小中学校を含めた教育の目標というのがありますよね。

それを、教育の目標を市長が関与して、市長がこういう目標にせよというふうに言うことができるかというような質問をしたんですが、それに対する答えというふうに考えてもいいですね。

教育委員会は独立して、市長とは、何ていっていいかな、市長が言うことはちょっと政治的な介入になるよと、そういうふうに考えればいいのかな。

No.158 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.159 ○教育部長(津田 潔君)

先ほどもちょっと申しましたが、やはり教育というのは一貫した教育、そして安定性、安定的なもの。

なぜかといいますと、教育というものは一たん行いまして、結果が出るのは長い年数がかかるものですので、一貫した考え方、安定した教育というものが必要であると考えております。

そこで、市長と教育委員会との関係であります、やはり市長は市民の負託を得て、行政の長としております。それには、社会の動きや地域性というものがああります。

これを全く教育委員会として無視するわけではありませんで、時代の変化と申しますか、そういう社会情勢の変化に対応することは大切に取り入れて、それで冒頭で申し上げましたように、教育の一貫性、安定性という不変なものについては、教育委員会として進めていきたい、そういう考えでおるわけです。

以上です。

No.160 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.161 ○10番(杉浦光男議員)

私も今、教育部長の答えに大体賛同を、質問者としての賛同をするわけですね。

やっぱり教育委員会というのは、この言葉自身もちょっと抽象的なんだけど、やっぱり教育委員会そのものは中立で独立していると。そして継続性、安定性が絶対求められるよと。市長がかわると、教育委員会の中身やいろいろなものがころころころころ変わると、これでは教育になりませんもんね。

だから教育委員会は、今、部長が申されたように、教育委員会としては独立している。それで継続性、安定性、中立性、これは求められるよと、これはこれでよしと。

そうすると、けども、市長は市民の負託を受けて、市長は政治をやっているわけですので、教育委員会、あるいは学校の小中学生でも、政治を学ぶことについては学ばないかめですよ、日本国民であれば政治的な人間でなけりゃいかめですから。

だけれども、不当な政治的な、あるいはイデオロギーや政党の介入を排除し、それから特定の宗教的なものを排除して中立でやっていくよということが本来の趣旨ですので、市長は政治をやっておる。教育委員会は中立、独立性、継続、安定と、この2つがどういうふうに絡み合うかということが、やっぱり一番の課題だと。

そこで今、部長が言われたように、やや抽象的ですけども、僕も、一応僕自身は賛成します。質問者もそういうふうに賛成というように一応考えます。

で、ちょっと意見を言いますと、政治をやるということの意見をちょっとここで言いますと、市長は人事権を持っていますし、教育委員会を、こういう人を教育委員に選びたいよと議会に提案してきますね。人事権を持っている、それから教育予算でこっだけやろうという予算権を持っておる。

もっと言えば、最後には条例をつくる権限、議員も議員提案でつくれますけど、それは例外であって、一般的には条例案を提出するのは市長。

だから、市長は条例、人事、予算、どれも握っているわけですね。そういう政治力があるわけだから、そこでなおかつ教育委員会の独立性と、だから教育委員会もよっぽどしっかりするというか、自分たちの持ち場というものを常に勉強していただいて、どうあらねばならないかということ、私自身はここで結論を言いませんけど、基本的にはさっき部長の言ったところで今回の質問ではとどめておくと、そういうことであります。

で、教育委員会の、もっと各論でちょっといきますと、ちょっと申しわけないけど、大津市の事件とかああいうのがあって、教育委員会の顔がよく見えないと、これは前の議員もそういうようなことをちょっと言って、それらしきことを質問していましたけど、それに似た質問をしていましたけど、もう極端なことを言うと、顔が見えない、不要論にもつながりかねないので、もう教育委員会の意気込みというか考えとして、そういう世の中に不要論、顔が見えないというようなことに対する、もちろん反論だと思いますが、そういうことで教育長、一言何か力強いお言葉をいただきたいというのが再質問です。

No.162 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

市野教育長。

No.163 ○教育長(市野光信君)

教育委員会の顔が見えない、そして不要論でございますが、不要論に関してですけども、今何と言ったらいいか、ただ不要論で、不要としてなくしても、何か先ほどから申し上げているように独立した、政治もしくは宗教から独立した、教育は一貫して、義務教育ですと9年かかって小中学校は行われるわけです。

市長の任期は4年ですから、先ほどのちょっと補足になるかもしれませんが、4年ごとに教育が左右されていたら、これは困ってしまうわけで、そういうことも考えますと、市長から独立しているという組織機関であります。

顔が見えないという部分に関しては、先ほどのご質問でもございましたが、開かれた教育委員会、学校と同じように開かれた教育委員会、何らかの方策を考えていきたいというふうに思っております。

それは、まさに顔が見えるようにということを観点として考えたいと思っております。

以上です。

No.164 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.165 ○10番(杉浦光男議員)

力強いお言葉をいただきましたので、力強いというか、教育長になったばかりですが、今の気持ちをお忘れにならないように頑張っていたきたいというのは、これはエールの意味も含めてお願いをしておきます。

常に勉強をしていただいて、本当に教育委員会のあり方というか、そういうものについて、本当に指導的な立場に立ってやっていただきたいというふうに思います。

だんだん質問が細かくなってきますけども、ちょっと聞いておきます。

最近の状況で、教育委員会あるいは教育をつかさどる事務方の、その1つのパートのところでもいいですが、そういうところに、市民あるいは団体からいろいろな主張だとか希望、それからもつとえば、一番あれは圧力というようなものがあつたか、あるいはあることが予想されると言っではいけません、予想というのを僕はなぜ言うかという、教育長になって間がないのでわからない部分があると思うけども、どうでしょう。

市民、個人的な人あるいは団体、そういうところから圧力だとか、あるいは希望的な、こうしてほしいという望み、そんなようなものがあるということは推測できますけど、それがたくさんあるか、少ないとか、何かその辺のことで、やっぱりこういう公の場所でちょっと意見を聞いておきたいというふうに僕は思う。

No.166 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.167 ○教育部長(津田 潔君)

教育委員会に圧力団体からの意見というのがあるか、ないかというようなお話であります、私の知る限りでは、そのようなことはないというふうに認識しております。

ただ、学校運営の方針や、児童生徒の指導に対する疑問について、指導室のほうに問い合わせ、そういうことはありますが、こういうのは圧力団体ではございません。

そういう疑問やなんかの問い合わせに際しましては、その都度、学校と連携しながら対応を行っており、学校の改善につなげたり、そういうふうに行っております。

内容が1学校にとどまらず全校的なものである場合は、教育委員会に諮りまして、議題として協議をしていただいておるということでございます。

以上で終わります。

No.168 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.169 ○10番(杉浦光男議員)

今、教育の中立性、あるいは教育委員会の中立性、独立性というところですので、それではいけませんので、そののところにちょっと近づけていきますと、教育委員会なり、そういうところには、いろんなご希望やら、要望やら、そういうものがいろいろ、あるいは苦情やら、いろいろあると思いますけども、少なくとも教育の中立性、それから教育委員会の独立性というようなところはきちっと押さえて、いろいろお仕事をやっていただくことを望みます。

続けて、ここで質問していいですか。

No.170 ○議長(安井 明議員)

はい。

No.171 ○10番(杉浦光男議員)

次、またこれもちょっと各論の各論ですが、市制 40 周年の記念ビデオを作成いたしました。あのビデオを8月ぐらいに議員諸兄に見させていただいて、僕自身も見たわけですが、ぱっと違和感があったところが1カ所あるんですよ。

これは、お寺で高徳院と曹源寺が出てくるんですね。きゅうりまつりと大根まつり、言うならば奇祭ですよ、奇祭。きゅうりまつりと大根まつり。まあ豊明の文化という、こういう言葉を使ってもいいかもしれません。そういうもので出てきたわけです。

そこで、僕はお寺さんの名前ぐらいはいいと思うけども、高徳院については、ちょっと宗派というか、いつごろできてどうのこうのという、かなりコメントが入ったわけですよ。何で、あのときにコメントが必要か。

僕自身、お寺さんが出てくることは、そう奇祭そのものは否定はできぬけど、お寺さんが出てくることは、質問者としては余り、非常に違和感があったわけです。それでなおかつ、高徳院については、そういう中身がちょっと入っていたから。

で、これをなおかつ、中立性、教育の中立の問題でいくと、学校現場に配っているわけですので、あれぱっと見せると、聡明な大人の人が見るんだったら、いろんなことをしんしゃくして見るので、中立性は侵してないというふうに、ボーダーラインですけどね、大人が考えても、僕の判断では。大人はそういうふうがいいほうに、いいほうというか、まあまあ肯定的に見るかもしれぬが、子どもはそうはいかない。

ああ豊明のお寺は高徳院が中心で高徳院だけか。真言宗は、仏教は真言宗、平安仏教の真言宗だというようなイメージを持ちかねないというふうに、僕はとっさにあのとき思ったわけです。

だから、その教育の宗教からの中立性、正しい宗教教育はいいですよ、宗教教育をやら
ないかぬ。宗教教育、僕らもやってきましたよ。政治教育も宗教教育も、教育としてはやり
ゃあいい。

だけでも、独立性、中立性を侵すような中身、政治的な側面、宗教的な側面、1党の、1
つの政党によるとか、1つの宗教観によるとか、それを支援するというようなことは、あつて
はならない。

僕はあのビデオを配って見ること自身が、その部分にとっては、そういう危険をはらむ内
容だというふうに思います。

皆さんも、見たにしても、すっといっちゃっていると思うんだね。大人のレベルで、すっとい
っていると思うんですけど、再度見るんだったら見てくださいよ、細かく。

子どもを教育するという立場に立って一遍見られて、僕は非常に危険なものだというふう
に、ちょっと感ずるけどね。

だから、この公の場所で質問しているんだけど、皆さん見られて、教育委員の方々、
あるいはいろんなの方々、あるいは、これを制作した中心のポジションの方々、見られて再
考していただきたい。

で、そのことについて、つくられた中心は行政経営部ですかね、ちょっとお考えをいた
だきたい。

No.172 ○議長(安井 明議員)

答弁できますか。

伏屋行政経営部長。

No.173 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

このたびのDVDのお話でございます。

市制 40 周年でDVDを制作するに当たりまして、今回、気をつけたことといたしますのは、
制作後、余り活用がなされていなかったということで、そういう反省から、今回の契約のと
きの仕様で、学校の教材でも使用できるような、親しみやすい事柄を中心に載せていただ
こうと、そういう形で契約をして実施をさせていただきました。

今回、議員のご指摘で、特定のそういうお寺について、その創立の経緯だとかも説明す
ると、そういう必要がないじゃないかというような、そういうご指摘でございますが、高德院
のきゅうりまつりだとか、曹源寺の大根まつりにつきましては、長く伝わっているものでござ
いまして、豊明の1つの、議員もおっしゃったように1つの文化になってますし、相当な観光
ということで集客力もあるということで、その2つをピックアップして、載せさせていただ
いたというものでございます。

今、そうしたご指摘もあり、学校でこれから教材としてもご活用いただきたいということで
ありますので、この内容を、そのご指摘のところをもう一度精査して、教育委員会のほうで

どういふふうに子どもたち、児童生徒に伝えていくのかということ、一緒に考えていただきながら、学校の指導に活用していただきたいというふうに、このように考えております。

以上です。

No.174 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.175 ○10番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

僕自身は確固たる信念を持っておるけれども、先ほど申されたように、皆さんがさらっと見ていってしまうというのは、やっぱりそれなりの、見られる皆さんが悪いんじゃないかと、それなりには、それなりのものがあるということですね。

だから、そういう面もあるかもしれませんが、今言われましたように、そこのところを一遍考えて、もう一度よく見られて考えていただきたいというふうに思います。

それから、それにかかわって言いますと、今も行政経営部長が言われたけども、あそこは桶狭間古戦場ということで、1つの豊明の名所であると、それで駐車場もあると。いろいろなことを、だから豊明との結びつきは強いんですけど、僕はこのこと自身も、よくとればいいんですよ。だから懸念するな、逆から言うと。特定の宗教、特定なお寺と豊明の結びつき。

桶狭間古戦場はまさに豊明の、名古屋が言っているところの「山を越えた向こうだよ」というのに、負けぬようにやっていただきたい。

「信長公記」によると、名古屋市は向こうだ、向こうだと言っているわけでしょう。自分たちのほうだと言って、緑区の口無のほうだと言っているわけです。

だけでも豊明が、「本当の古戦場はあそこだよ」というのは十分にPRしていただいて、豊明の財産としてやっていただきたいよ。

だけでも今、行政経営部長も言われたように、あそこは古戦場でと、ここはちょっと結びつきがあるじゃん、結びつきが。

何も、その古戦場を広めていくことはいいけど、そこでお寺さんとぱっと結びつくということには、すごい僕はそこで違和感がある、正直言って。今、答えの中から違和感を、またちよつと持ちちゃったんですが。

だから、豊明の行政として何をやるかということで、古戦場を広めよう、いろんな場所を利用して広めようという視点と、高德院というのはやっぱり切り離さないかぬ、それは。

高德院に助けてもらって豊明の行政をやらうと思ったら、まさに豊明は宗教によって支えられた行政かねということになっちゃう。

だから、いろんな面で、そこのところを非常に神経を使っていたきたいと僕は思うね。

その問題については、以上にしておきます。

No.176 ○議長(安井 明議員)

終わりですか。

No.177 ○10番(杉浦光男議員)

そこで再質問。

No.178 ○議長(安井 明議員)

それならどうぞ、そのままやってください。

No.179 ○10番(杉浦光男議員)

ああそうか、立ったままでいいか。だから、課題が変わりますので。

もう一つ、時間の関係でもう1点だけ、たくさんきょういろいろなことでお答えいただきました。

僕自身としては、いじめだとか不登校だとか、そういうのを本当に一括して解決したり、考えるポジションがあるといいというふうに思っていますよ。

各学校は非常に努力しておるし、だけど、僕は上からちょっと失礼な言い方になるけど、点の指導とか、対処療法的な側面になりやすいと、一生懸命でやっているけれども。

そういうふうに申し上げました。

だで、どうやっていいかというのはまだ模索中ですが、僕はもう少し効率的な、そして子どものためになる方策があるといいなと思う。

それから、特別支援学校、養護学校に入れるか、養護学校にお願いするか、あるいは普通学級で受け入れるかというその判断、このことについてちょっと1つお聞きしたい。

どういう判断で、「あなたは養護学校が合っていますよ」、「豊明の普通学級はちょっとだめですよ」とかいう、その判断があるわけでしょう、判断、そういう物差しが。

それは、どういう組織でどういうふうに判断しているかということ、最後にお聞きしたい。

No.180 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.181 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、障がいのある児童生徒の市内の小中学校の就学の判断基準、これについて、現状についてお答えいたします。

まず、判断基準、基本的には本人の能力に合った適正就学が望ましい、そういうのを基本的に考えております。

社会全体の方向性では、地域の学校でみんなとともに学ぶ流れになってきております。実際、就学先の決定は、保護者の考えと本人の能力を総合的に判断いたしまして、市の就学指導委員会で決定いたします。

この就学指導委員会の構成メンバーは、医療機関、医師、ドクターとか特別支援学校の関係者、そのほかに就学前から保護者の相談に乗っていただいております家庭相談員、それから障がい者相談支援センターの方々などが参加して、この就学指導委員会の中で多方面から検討、ご意見をいただき、決定しているものでございます。

以上で終わります。

No.182 ○議長(安井 明議員)

杉浦光男議員。

No.183 ○10番(杉浦光男議員)

今、お答えいただきましたが、確かに情緒障がい、それから知的な障がい、それから肢体不自由児、それから普通学級の中にたくさんおみえになる発達障がい、あるいは、この複合的に障がいを持ったお子さん、もうさまざまの方がみえると思います。

そこで、僕自身が思っているその判断基準、今言われたこともそうかなと思うんですが、ちょっと違うのは、一言だけで言いますと、その子にとって何が幸せか、判断されるその子にとって本当に何が幸せかという、何が幸せかという、この5～6文字の語彙の中に、僕は意味が含まれている。本当にその子にとって何が幸せか。

ちょっと裏からの言い方をすれば、本当はこの子は養護学校だと、みんな父兄もそう思った、先生も思った、専門家もそう思ったけど、本当にその子が普通学級で、極端な言い方ですけど、もうこのひとときでいいから普通学級に行きたいと思ったとする。と、それをいろんなことをしんしゃくして考えた場合に、ああそれがその子にとって一番幸せかなというふうに、もしか判断がつけば、それが僕は正解だなと。

だから、その子にとっての本当の幸せとは何かという、その子にとっての幸せというふうに考えます。

ちょっと一致するか、ちょっと矛盾するか、ちょっと自分自身、今お答えいただいたけど、わかりませんが、僕自身はそういうふうに、今の言葉で表現する内容というか、考えを持っております。

きょうは、主に教育の中立性ということで、主に中心に質問させていただきましたけども、いずれにしても、本当に生きて働く力を持った子どもたちを育てる、言うなれば、城落としでいうなら、外堀を埋めるような地道な教育の営みですので、特に教育委員会、その部署は頑張っていて、子どものためにやっていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。
ありがとうございました。

No.184 ○議長(安井 明議員)

杉浦議員、質問席に座ってください。
これにて、10番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

No.185 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
5番 近藤恵子議員、質問席にて質問願います。

No.186 ○5番(近藤恵子議員)

では、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を通告に従いさせていただきます。
まず最初に、中小企業への、このまちの支援についてお尋ねいたします。
先々月になりますけれども、10月の30日に愛知の中小企業家同友会の豊明地区で、
豊明の商工会館において「愛知県中小企業基本条例を学ぶ」という勉強会がありました。
これに私も出席させていただきましたが、そこには経済建設部から3人、そして行政経営
部から1人の市の職員も参加しておりました。

また、大府市のほうも同じように、産業振興課のほうから一緒に勉強会に来ておしまし
て、県の産業労働部・産業労働政策課の金田さんという方からの講演を聞き、今なぜ、こ
の愛知県が中小企業基本条例をつかったのか、その背景について学びました。

このことについて、豊明での施策を少し調べてみたんですけれども、政府が平成22年に
中小企業憲章を閣議決定した、そのときの豊明市の一般質問において、豊明市の中小企
業への方々に対する支援の内容及び、また条例についての質問があったんですけれど
も、それについてその当時の回答は、財政的に難しいからとか、今は考えていないとい
うような、そんな回答であったと思います。

そこで、それから2年たちまして、憲章も広く国民に広がっているところであり、また、愛
知県もそれに伴って中小企業振興基本条例を今、施策しているところでもありますので、改
めて豊明市の中小企業に対する施策及び考え方についてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、その平成22年に閣議決定された中小基本憲章について、今はどのように
捉えているのか、そのことについてお答えください。

No.187 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.188 ○経済建設部長(横山孝三君)

先だっの県の条例を学ぶ会に、議員もお出でいただきましてありがとうございました。

そのときに、県の条例の目的や逐条解説をいただきました。その関連で、国では中小企業憲章というものを閣議決定されております。

この中小企業憲章と申しますのは、中小企業の歴史的な位置づけや、今日の中小企業の経済的、社会的役割などについて、基本的な考え方を基本理念として示すとともに、中小企業政策に取り組むに当たっての基本原則や、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針を示したもので、企業挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような、社会への変革の担い手としての中小企業が果敢に挑戦できるような経済、社会の実現に向けての決意を政府として宣言された、そういうふう解釈しております。

以上でございます。

No.189 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.190 ○5番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

この件について、その場でその後、同友会の方々とお話をさせてもらったんですけども、基本的に同友会の方々が、この憲章及び今回県が出す基本条例において、ぜひ市の職員の人にも、そして市民にも広く知ってもらいたいということを聞きました。

それは何かというと、今グローバル化の時代で、今まで大企業を中心として、この国の経済の考え方が来たところで、今そこがみんな外へ出ていく、大きな企業が本当に行く。今でいうとパナソニックとか、そういったところが人員削減する。

そういった中であって、最後にそのまちのよりどころとなるのは中小企業であると、国がそういった見方を変えようとしている時代であって、今この憲章が立てられているので、そのもとについて、ぜひ行政も、それをもとにまちづくりを考えていく、そして市民の皆さんも、そのまちにおける中小企業の役割をもう一度見直していただきたいというのが、一番根本にあるんだと。

そして、EUが先にこういう憲章をつくっていたそうですけれども、EUは連合するときに、自分のところの大きな企業がEUの域内で動くときに、最後に、自分のそれぞれの国が、

こういった形で自分のまちの独自性を出すかというときには、EUのほうでは、中小ではなく小企業という表現になっているということですが、そういったまちの今の中核をなしている、本当に庶民というか、市民の生活と密着した企業を守っていかなきゃいけない、それでまちづくりをしていかなきゃいけないという考え方に基づいているということでした。

このことをまず必ず伝えてほしいと、考え方の基本を伝えてほしいということでしたので、今、憲章の中身を聞きながら、そのことを伝えさせていただきますけれども、この件に関して、この憲章に関して、例えば豊明市が今後中小企業、この憲章を読んだ限りにおいて、何か思うところというか、理解しているところについて、あれば教えてください。

No.191 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.192 ○経済建設部長(横山孝三君)

中小企業憲章にうたわれていることは、先ほど議員が申されましたけれども、それぞれ中小企業が社会への変革の担い手ということで、中心になって、大切な企業の固まりということでございます。

豊明市にも中小企業はたくさんございますので、それらの方々に対しての施策というものを、現在も打っておりますけれども、より充実させていく必要があるなというふうに感じております。

以上でございます。

No.193 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.194 ○5番(近藤恵子議員)

それでは今、豊明市の中小企業の現状、企業数とかそういったこともありますし、その中小企業の方々抱えている問題などについて、何か今、市が把握していることがあれば教えてください。

No.195 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.196 ○経済建設部長(横山孝三君)

現在、豊明市のまず中小企業の現状でございます。

豊明市内の商工業者数は 2,072 社でございます。そのうち、中小企業は 2,049 社であります。そのうちの全体の 86.9%の 1,800 社が小規模事業者ということであります。

大変厳しい経済情勢でございますので、非常に経営的には苦しんでおられるという実態を感じております。

以上でございます。

No.197 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.198 ○5番(近藤恵子議員)

それでは今、豊明市がこういった中小企業に対して、具体的に行っている施策について教えていただけますか。

No.199 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.200 ○経済建設部長(横山孝三君)

具体的な施策といたしまして、地域経済の活性化事業、それから市内の商工業者等の雇用創出事業及び、愛知県信用保証協会の信用保証により融資を受けた中小企業に対しての保証料の一部を助成しております。

以上でございます。

No.201 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.202 ○5番(近藤恵子議員)

今、豊明市の3つの施策があったんですけども、愛知県のホームページを見るときに、助成金というのを見ると、その市町が、もちろん国や県のもは別として、独自に出している助成金はどういったものがあるかという一覧表があります。

そして、どこのまちがやっているかという、それはまちをクリックすると出てくるんですけども、今、豊明市の中でそれが出てくるのが、最後に言った信用保証の助成金だけなんです。

例えば近くでいうと、大府市などで見ると、まちの規模が違うと言ってしまえば仕方がな

いんですけれども、中小企業に開発促進事業、まち自身がやっています研究開発の事業、研修の派遣の費用の保証、見本市に出展するときの保証とか、知的財産取得のための保証、そしてもう一つ、立地のための保証の枠、そして最後に信用保証とかあるんですけども、そういったところを見ると、豊明が信用保証1つしかないということが、すごい見えていて残念に思うところなんです。

この信用保証の内容も見てみると、豊明は上限 10 万円ですよ。

ほかの市町が、例えば信用保証に対してどんな数字的な保証をしているかとか、保証の内容というのは調べられたことがありますでしょうか。

No.203 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.204 ○経済建設部長(横山孝三君)

先ほども議員が申されましたけども、豊明市の場合は上限 10 万円ということでございます。

それぞれその市の体力というのがございますので、他市のことについては、詳細には承知しておりません。

以上でございます。

No.205 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.206 ○5番(近藤恵子議員)

愛知県のホームページで、余りにも少なかったもので、他市町をいろいろ見てみたんですね。

比較対象にするのに、いつもするように人口9万以下の及び市、プラス東郷町も含めました。

その中で、そのまちがそれぞれどんな、信用保証に関して1つだけですけれども、施策を講じているかというのを調べると、上限 10 万円というのは最低ですね。

日進市 25 万円、大府市 12 万円ですけども、大府市は今言ったみたいに、いろいろな項目を持っています。そして犬山市 30 万とか、25 万とか。で、10 万というのは本当に、まず金額的に最低です。

項目でいうと、たった1つ、愛知県の信用保証に対する枠しかないのも、豊明が、ごめんなさい、豊明だけとは言いませぬけれども、日進、長久手などはありますけれども、日進、

長久手は額が大きいんですね。

そしてもう一つ、信用保証に対する利子も保証している。それは1年分であったり、半年分であったり違いますし、そして県だけではなく、国の施策に対するものもしているとか、いろいろ枠を見ていくと、残念ながら豊明市が額も、その項目も、調べた22市の中で一番下であるとしか言えないわけですよ。

このことについて、22年度に一般質問があったときに、豊明市の財政状況が悪いからと、そういう理由がありましたので、ちょっとまた比較の対象を変えて、同じように交付税をもらっていて、1人当たりもらっている交付税が、大体豊明市が今24年度で計算すると、市民1人当たりの交付税が1万5,000円なんですね。

その中で、大体同等の金額をもらっているところを見ると、北名古屋市、北名古屋市はもっと大きな施策をしているので、ちょっと比較にはならないんですけども、犬山市が30万であります。それも今言ったみたいに、政府も、国もあるし、県もあるし、利子もやっているしという、犬山市がそんな状況でした。

尾張旭市は、豊明市と同じような状況ですけども、やはり20万円でした。

そしてあともう一つ、もっとあれなのは岩倉市があるんですけども、岩倉市は豊明市よりも財政状況は悪いんですけども、上限を設けていません。

ちょっと確認をとったんですけども、やはりその額は10万を超えるものが幾つもあるということです。

この辺に関して今、豊明が中小企業に対する施策に対して、この実情に対してどのような考えをお持ちか、教えてください。

No.207 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.208 ○経済建設部長(横山孝三君)

中小企業の、まず零細業者の状況でございます。

買い回り品というか、準買い回り品、それから最寄り品、贈答品を総合しますと、平成12年が60.8%であったものが平成22年度では29.5%と、要するに31.1%減、大幅に減少している状況を見ても、市外に流出しているという、小売業、飲食業のことで申しますと、そういうことでございます。

こういった事情を見まして、先ほど、その他商工業者の方に豊明市が信用保証料として10万円、今設定しておるわけですけども、このレベルをもっと上げるということにつきましても、現在の豊明市の財政状況、これが一番重要になってまいりまして、現在のところ、そのレベルで助成していきたいということを考えておりまして、もし財政状況が許せば、それを大幅にアップするとか、改善するような余地も出てくるかと存じます。

以上でございます。

No.209 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.210 ○5番(近藤恵子議員)

今言ったのは24年度の状況で、豊明市と同じような状況があるところが、みんな豊明よりももっと高い金額、項目を増やしているという現状があるということが、今調べてわかっているんですけども、じゃなぜ豊明だけ、それが財政状況上難しいという、逆にどうしてそういう理由になるのか、それを教えてください。

No.211 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.212 ○経済建設部長(横山孝三君)

豊明だけと申されますけれども、それは施策としてはたくさんメニューがあるでしょう。それを選択していくというのが、市長以下、行政の務めだというふうに考えておりまして、現在のところ、そういうような状況でございます。

議員がご指摘のように、もっとレベルアップをせよというご意見を伺いましたので、また今後、検討させていただくということになるかと思っております。

以上でございます。

No.213 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.214 ○5番(近藤恵子議員)

3月の予算のときの市長の施政方針に対する代表質問のときの関連質問で、愛知県の大村知事が法人県民税を10%軽減するかわりに、毎年50億円ずつ3年間基金を積み立てると、産業空洞化対策減税基金というものを組み立てるという施策を行いました。

で、これが市と一緒にやらなきゃいけない、これにAタイプ、Bタイプとあって、Aタイプのものに関しては、市がそれに対応する条例を持っていると企業の誘致ができるけれども、それを市が持っていないことについて質問いたしました。

そのときの当時の経済建設部長の返事は、4月に入ってからすぐスタート、これは3月のときの質問だったので、4月から県がこの条例をやると、それに対してもう北名古屋市は、

対応する施策を新聞なんかでぼんぼん打ち出していたので、豊明も乗り遅れるんじゃないかということで質問させていただいたときに、「4月からすぐにスタートというお話はかなり困難な状況にあり、他市町でも同じ状況にあるのかなと思っております」と。

でも、この半年間の間に、この減税基金によってやる新愛知創造産業立地補助金というものに対して、愛知県内で、私は21しか調べられなかったんですけども、県のほうの担当課に聞くと22の市町が、これに対する新しい条例をつくったり、条例改正をしているんですね。

県下で五十幾つ市町がある中で22、半分。そして既に、これに対応する条例を持っていたまちが5市あるので、27、半数のまちが、既に持っていたなり、新しくつくったりして、この半年間に対応するんですよ。

なぜ、それをほかのまちが急ぐかということ、50億ずつ、一応5年間と言っていたんですけども、この上半期で既に、今年積み立てるべく50億のうちの31億の使い道が決まっちゃったんですね、上半期で。

もう早く手を挙げた北名古屋市なんか、3つも企業がぼんぼんぼん、ポッカが工場を移したいというのを、この条例を使って自分のまちに残すように、県と協力して工場が逃げられないようにやったんですよ。

そういう費用に、もう既に50億のうちの31億使われてしまって、このまま今、希望がどんどん増えている。でも今、手を挙げれるのは、その条例をつくっているまちだけなんですね。豊明に何か企業を呼びたいと思っても、まだ豊明は条例がないので、あと5年間もたないかもしれないんですよ。

それを今よそのまちが、同じ状況の、施策をつくるのに困難な状況であるというところで、そのままほかってあるんですけども、わかっていたかどうかわからないんですけど、愛知県のホームページの中に愛知県の地図があります。そして、こういった企業立地をしているところがどこであるかというのが出るようになっています。

そうすると、ちょっとだけ見ていただければいいんですけど、黄色が既にあるところなんです。ないところが緑の部分だけなんです。もちろん、この中に豊明市は入っていますよ、やってないんですけども。

本当に愛知県のほとんどのまちが黄色くなっていく。それは、今言ったところではなくて、ほかの企業立地もうまく利用できるからいくんです。

その辺について豊明は、もう一度聞きますけれども、3月のときに聞きましたが、こういった企業立地のための新愛知創造企業立地補助金を取るための条例とかの考えはありますか。

No.215 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.216 ○経済建設部長(横山孝三君)

企業立地の状況をまず申し上げます。

新左山工業団地事業におきまして、14社の企業を誘致いたしました。

事業完了後につきましては、第4次総合計画の後期計画におきまして、「不安定な景気動向を踏まえ、新たな工業団地の開発はリスクがあるため、立地を模索する企業の動きに迅速に対応する」ということをうたっております。

先ほど議員が申されましたけれども、そういった企業立地ですね、新たな工業団地の開発等々につきましては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

No.217 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.218 ○5番(近藤恵子議員)

この条例は、企業立地をしなくても、例えば今、豊明のほうの豊山ですかね、北のほうの。ああいうところにも適用できるんですよ、業種が決まれば。工業団地がなくてもできるんですよ。

例えば大口町とか、本当にこの8月ぐらいに立てたんですけれども、そこは、何ていうのかな、この条例が、県の条例がある限りということで、27年までだったかな、期限つきで条例を出しているんです。

つまり、この50億で今、愛知県が一生懸命企業を呼んでいる。それに乗り遅れたくないという思いがあるので、皆さんそういう条例、別に工業団地があるなしにかかわらず、そういった今言ったみたいに、今回の都市計画のあれで、雑種地でも農業地でも工場ができるとかできたじゃないですか、南のほうと、北のほうと。

そのところに企業が呼べるので、みんなそこに乗っているんですよ。でも、それは豊明市はまだ乗らないし、工場がないからやらないということでいくと、恐らく、この150億の県の予算が豊明に来ることはもうないですよ。

今言ったみたいに、最初の年の半年で、もし普通にいっても25億以上のお金が必要で、そして今もっとさらに希望があると、愛知県のほうの発表にありますよ。県知事が発表しているので、今後これを進めていくというときに、まだ工業立地が、何ていうのかな、工業団地がないからといって、この条例について一緒に乗っていかないのは、私はやっぱりまちづくりとか情報の速さとか、きょう、何かスピード感とか機能とか話がありましたけれども、そういったものに乗り遅れちゃいけないんじゃないかと、そういう思いがします。

昨日の朝日新聞にありました、常滑のほうの工業団地、ずっと空いていましたよね、空港の手前。

だけど、この条例が多分機能したからだと思いますけれども、今イオンが来る、そしてカネフクが来るかな、何かどんどん来て、あそこのところが今売れ始めたんですね、企業庁がですかね、愛知県が売っているの。

そのコメントの中に、県の職員のちょっと正式な言葉ではないんですけど、「こういうのは一旦波に乗るとどんどん売れる。今まで売れなくて苦労していたのが、本当にうそみたいに思える」と、そういった言葉があったんですけど、それはスタートラインに乗っていたから言えるせりふなんですよ。

今、多分この50億が全国的にいろいろ企業、東北のほうから来たい企業がクリックして探すんですね。と、豊明は、今言ったみたいに緑のところはクリックできないので、ほかのまちをクリックすると、例えば、このまちがどんな政策を持っているかできるんですけど、豊明の緑のところを幾ら探してもいかないですからね。

その辺のところで、私は前3月に質問させていただいたことと今回のことと合わせて、ぜひまちに誘致するための施策、そして中小企業を支える施策を今後ぜひ、本当にスピード感を持って進めてほしいと思うんですけども、その点についてのお考えをお聞かせください。

No.219 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.220 ○経済建設部長(横山孝三君)

先ほど、議員に図面を見せていただきましたけれども、多分それは、各市町のをクリックすると、その市町の施策が出てくるというものだと思います。

私もクリックしたことがあるんですけども、例えば大府市ですと、確かに工業団地を売り出されておりますので、その工業団地が出てまいります。

ですから既存の、今からやるということもあるんですけども、今現在、どこの工業団地で何万平米とか何千平米の区画を売っていますよと、そういう情報も含まれていると思います。

それで現在、そういうものが豊明市にはございませんが、都市計画法の先ほど申し上げました34条、豊山地区と、それから道山地区、根崎、高根地区ですね、それぞれの地区におきまして、開発許可が受けられる企業の誘致に努めております。

この方策によりまして、平成21年度1企業、平成22年度に1企業、合計2企業の誘致が図られております。

以上でございます。

No.221 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.222 ○5番(近藤恵子議員)

その企業に関しては、何もなくても来ていただいて、本当にありがたい企業だと思うんですけども、そういったものがあれば、もっと多くの企業が来るかもしれない。

ちょっとここをクリックすると、今そういう、これは工業団地もありますけれども、そのまちが、例えば、愛知県の今言った新愛知創造産業立地補助金に対応している条例を持っているか、持っていないかというのもありますので、例えば本当にあるまちなんかは、工業団地がなくても、この条例を持っているだけで、そのこのところのまちで探せるというような、さっき言った大口町とかそっちのほうなんかは、そういうためにもつくっていますので、ぜひその辺も考えていただいて、施策を今後進めていっていただきたいと思います。

今、3番目の今後支えていくための施策はというところについて少し入りましたけれども、これは私の希望ということで今伝えさせていただきますけれども、何か今言ったこと以外に、中小企業に対してほかの市町の条例とか見て、何か今後必要だと思うようなことがあれば教えてください。

No.223 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.224 ○経済建設部長(横山孝三君)

特に、今度県が条例制定されました中小企業の基本振興条例ですね。これにつきまして他市町の、現在半田市さんを始め、5市町で用意されているというふうに承知しておりますので、そこら辺のことを勉強させていただきたいと思っております。

No.225 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.226 ○5番(近藤恵子議員)

先ほど、次の4番にある中小企業振興基本条例についてということがありますがけれども、この間一緒に勉強会に参加して、この中で愛知県が特に力を入れているということについて、何か考えとかが、見解がありましたらお願いします。

No.227 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.228 ○経済建設部長(横山孝三君)

この愛知県の条例は、中小企業の自主的な努力を前提とするということ、それから中小企業の重要性に関する認識のもとに取り組むこと及び、関係者の連携のもとに取り組むことを、中小企業の振興に当たっての3つの基本的な考え方を示しまして、中小企業が担う地域社会への貢献、中小企業の振興における民間金融機関の役割及び、小規模企業への配慮などが明示された条例でございます。

今後、愛知県がこの条例を使いまして、いかにこの条例に掲げていることを具体的な施策に転換されていくかという、その施策のほうを注視してまいりたいと考えております。

以上です。

No.229 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.230 ○5番(近藤恵子議員)

そのときも聞いたとおり、愛知県のこの条例でほかの県と違っているところ、2つ強調されていたのは、金融機関との連携を強くしたこと、そして小規模の事業者に対する、中小企業というのは枠が大きいですからね、300人のところと5人のところと同じ条例でできるかという、そのところがあるので、小規模というところの業種に対して、強く項目を設けたというところが出ていました。

で今、先ほども言ったとおり、愛知県の今言った人口9万以下のまちと、東郷の中で見ると、その小規模に当たる部分に関して、先ほど数字はいただいたんですけども、ちょっと条件がいろいろあって、工業に関しては20人以下、流通に関しては5人以下ということで、それぞれ簡単には私は計算ができなかったのですが、単純に20人以下の企業をどういうふうに見るかという、その中で豊明は、大体22の中で、5人以下であっても20人以下であっても17位なんですね。

その中で、17位というのは多いということなんですね、中小企業。ごめんなさい。

で、少ないまちというのが、本当にここら辺でいうと日進、長久手、みよし、大府といった、その中に挟まれてしまって、豊明だけが17位。東郷でも5位や6位をとっているんです。

そうすると、豊明にやっぱり大きな企業がない。その中でその零細の企業、零細と言ってごめんなさい、小規模の企業が多いというその現状があるところを見ると、やっぱりこの辺に対する施策をもうちょっとやるか、もしくは、大きな企業をもっと誘致するようなことをしないと、この中で本当に沈んでいるというのが、データからもはっきり見えてしまうわけなんですよ。

県の条例の中で、小規模というものに対する項目を1つ増やしたと、ほかのところではな

いところで増やしたということがありますので、その辺について、小規模のという項目に対して、何か見解があればお聞かせください。

No.231 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.232 ○経済建設部長(横山孝三君)

確かに、豊明市はそういうことでございますけれども、県内の割合でいきますと、県内の企業数の99.7%が中小企業であると。で、その99.7%の中小企業に働く労働者というのが、約66.4%の方が働いておみえになるということでございます。

豊明市に限らず、こういった中小企業が元気に活躍していただくことが、県民、市民の幸せにつながっていくということと、経済の発展につながっていくことを考えまして、これからは、そういった支援は行ってまいりたいと考えております。

No.233 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.234 ○5番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

ぜひ、本当にやっていただきたいと思うんですけれども、さっきその前に、愛知県が今後する施策を見ていきたいということでしたけれども、愛知県はまず、県がこの基本条例を策定したということをしてPRする事業を、今、委託先を、もう決まったのかな、PRするところを業務委託するということでやっていますので、今後かなり広まってくると思います。

ぜひ、豊明でも取り組んでいただきたいと思うんですけれども、先ほど5市あると言いました、既に愛知県の中で。

私自身が調べたのは、知立と高浜と安城、今、半田がありましたけれども、もう一つのまちがまだちょっとわかっていない。どこかあれば、それだけ今聞かせてください。

No.235 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.236 ○経済建設部長(横山孝三君)

どこを申されましたかね、半田市さん、春日井市さん、みよし市さん、安城市さん、高浜

市さんと承知しております。

以上です。

No.237 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.238 ○5番(近藤恵子議員)

ああ、わかりました。

すみません、知立市は今回のこの12月議会ですと出すということで、今、数にずれがあったと思うんですけれども、私は今回、この豊明のまちで基本条例をつくるために、どんなことをしたらいいかということを知りたくて、高浜市と安城市と知立市だけ調べさせていただきました。

で、高浜市や安城市に関して言うと、どっちかという行政側がつくったもので、余りいろんな施策のすり合わせとか、そういうのもなかったようなんですけれども、1つだけ、これは県でもそうですけれども、県も、国で言うと6回ぐらい、ずっと会議を開いて皆さんの意見集約をしていました。

県も、この間聞いたとおり、同友会に2回、各企業に出張に行って何回、地域に何回というふうに、やっぱり皆さんの意見集約をしていたと思います。

で、知立市さんがこの方法をとられていたんですよ。ほかのまちは、やり方といっても本当に2回ぐらい、原案をつくる時にやってとかという感じだったんですけれども、知立市さんは、愛教大の先生を座長に同友会の人も入っていただいたり、商工会も入っていただいたり、市民も消費者ということで入っていただいたり、大変大きな規模でやって、最初に出た素案、パブコメに出したものと、そして今回議案に提案されているものと、全て内容が変わっているんですよ。

それは皆さんの意見集約をしていく中において、これが理念条例だけではいけないということで、どんどん進んでいるんですね、皆さんの意見が。

私が同友会の方とお話したときも、やはりそういった形をすごく望まれているんですよ。どっかのモデルを、ひな形を持ってきて、ぽっぽっとつくるのではなくて、例えば商工会の人がどう思っているかと。

特に例えば、高浜なんかは産業振興条例ということで、農業もみんな入れていますね。小さい規模だったら、中小企業に限らなくていい。産業まで入れるのか、そして市民のニーズをどうやって反映するのかということで、大変広く会議をしてやってみるんですけれども、豊明も今後恐らく進めていくことになると思います、県がPRして各市町にということになれば。

そのときにおいて、この間の勉強会で聞いたこととかを勘案して、どのようなものかというふうに考えていらっしゃるかと、その辺について意見があれば教えてください。

No.239 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.240 ○経済建設部長(横山孝三君)

この条例、先ほど申し上げましたけれども、まずは県の条例に基づく施策を、どのような施策を講じられていくのか、この点を注視してまいりたいということと、豊明市としては、まずは具体的な実効性のある施策を展開しながら、条例は考えていきたいと思っております。

また、議員が申されますように、条例の施策につきましては、幅広い方々のご意見を伺いながら制定してまいりたいと、そういうときが来ればですね、そういうふうに考えたいと思います。

以上です。

No.241 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.242 ○5番(近藤恵子議員)

今は市ではないんですけども、同友会の方が商工会を通じて、既にもう何回か勉強会が進んでいます。

恐らく今後、そういう方もされると思いますけれども、そこだけの意見で進めるのではなくて、今そこに参加されたんですから、市の担当者、経済建設部と行政経営部のほうから。

その辺の方が、皆さんの意見を逆に集約して、ほかの人からの意見を聞くような、そういう会議体をぜひつくっていただいてやってほしいんですよ。

まあ同友会の方ではなかったんですけど、その場に参加されていた方がおっしゃっていたのは、「それは1番につくれればいいかもしれないけど、そんなことじゃないんだ。その中に、どれだけ市民の声が入って、市民の知恵が入った条例ができるか、そのところが勝負だと思う」と。

それを聞いた後に、その3つのまちを聞いたときに、知立のことを聞いたときに、ああ知立にはそういう要素があったのだなということを、すごく強く感じました。

で、知立市さんは今、この条例をもとに600万かけて、まちの中小企業にアンケートしています。そして、例えば車の動向がどこが多いか、交通量の調査もし、市民の人がどこに買い物に行くかという調査をして、まち全体の中小企業を支えていくための施策を、どこにポイントを置くべきかという、そういった今もう調査も始まっているんですね。

そうすると、そのこのところから見ていくと、私はそれはただ施策ではなくて、まちづくりにも関係してくるような、もっと大きな観点にいずれなってくると思うんですよ。

そのときに、もし皆さんが急がれない、そういった考えを行政も持って、市民も持っていくということであれば、今後の例えば総合計画を立てるときなんかにも、そういったものに関するアンケートもできると思いますし、ぜひ条例もつくりながら、その条例によって、知立市さんなんかは、かなり市が頑張っただけでやらなきゃいけないような強い条例になっていますけれども、それにのっかって、まちづくりという大きな、もう一回り大きな観点で、この豊明のまちを今後どうやって支えていくか、どうやっていくか、この中小企業憲章は10年先のまちを見据えてやっていくということになっていましたので、その辺について進めていっていただきたいと思います。

改めて聞きますけれども、この基本条例について、基本条例ではないとしても、今後、中小企業を支えていくための施策として、何かお考えがあれば、もう一度お願いいたします。

No.243 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.244 ○経済建設部長(横山孝三君)

豊明市の商工会さんが一番大きな団体でございます。

先ほどの二千数社のうち、2,000社のうち、商工会さんは約1,200社の方が加盟されております。

したがって、私どもといたしましては、まずは商工会さんとよくご相談させていただきまして、ここら辺を中心に施策を展開させていただきたいと考えております。

以上でございます。

No.245 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.246 ○5番(近藤恵子議員)

ぜひ、よろしくお願いいたします。

ちょっと今、商工会という名前を聞いたんで、1つだけ思い出した。

今回、商工会のほうから要望書が出ていますよね。商工会に対して支援をもっとほしいという、ちょっと今文面を…。

で、その辺に関しても先ほど言ったみたいに、豊明の支援が今少ないというところに、ぜひ入っていますので、別に陳情とかというわけではなかったもので、議決はありませんけれ

ども、要望書の中に入っていた事柄が、今回、私の一般質問の中小企業の支援に対するというものと、大変同じようなところが多いので、ぜひ、その辺のほうも酌み取っていただいて、施策を考えていただけたらと思います。

すみません、続きまして、2項目目の福祉体育館の駐車場の件でお尋ねします。

福祉体育館は慢性的に駐車場が不足してしまっていて、近隣の方も路上駐車とかで、大変迷惑されているということでもありますけれども、この件について、いろいろ二転、三転して困った、困ったということ、区長さんや町内会長さんがちょっと困ったことがあったので、ちょっと経緯についてだけ確認を、まずさせていただきたいと思います。

このことが、福祉体育館の駐車場を広げるということに対して問題が起こったのは、一応昨年ですけれども、昨年度の動き、まず動きについて確認したいので、担当課のほうから去年、昨年度のことの経緯について、ちょっと教えていただけますでしょうか。

No.247 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.248 ○教育部長(津田 潔君)

昨年度、平成 23 年度の体育館のことについて、私の聞いておる範囲でお答えいたしますと、平成 23 年度、今回の質問の該当土地であります西川の笹原町内にあります保育園の建設予定地、こちらのほうを福祉体育館の駐車場に整備したいというお話を、昨年度、平成 23 年度、地元の役員さんにお話伺いました。

そこで、駐車場のご説明を申し上げましたが、その中で、駐車場については安全面等々ありまして、地元の同意といいますか、駐車場整備についてご了解を得られなかった。それで、駐車場整備のことは断念したというふう聞いております。

それを受けまして、平成 24 年度当初予算で今あります福祉体育館の既設の駐車場、本予算にも載っておりますが、そちらのほうを拡幅する、そういう当初予算が計上された、そのように伝え聞いております。

以上です。

No.249 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.250 ○5番(近藤恵子議員)

23 年度、地元の説明会に行かれたときのことは私も知っておりますので、そのときに反対というわけではないんですけれども、そのときに町内会からの要望としてあったのは、駐

車場が必要であるなら、どのぐらい必要か。なぜ今、ここにこれだけの駐車場が必要かという、そういった調査をもとに持ってくるのが筋ではないかと、ただ、今足りないからここにぼんというのではなくて。

かつ、そのとき出された図面が、計画の当初のものだったけれども、端のぎりぎりからぎりぎりまで目いっぱい車を詰めて、五十何台入るような駐車場の図面がぼんと出てきたので、本当に五十何台必要なのかどうなのか、そういった調査もないものを持ってきて、いきなり町内会に同意をとるといのはおかしいんじゃないかという、そういう意見だったんですよ。

で、そのことに対して、調査をすと言ったんです、車は何台ぐらい不足しているか。

で、その調査とか、その結果とかというのはあったんですかね。調査をしたりとか、その調査の結果、福祉体育館の駐車場が具体的に何台足りないとか、そういったものは出たんでしょうか。

No.251 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.252 ○教育部長(津田 潔君)

そのような、23年度そのようなご意見をいただいて、その後、福祉体育館のほうで1年間かけまして既存の駐車場の駐車台数、これを調査いたしました。

それで今回、当初予算に上がっております駐車場の拡幅工事、これの基礎のデータにしておるわけです。

以上です。

No.253 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.254 ○5番(近藤恵子議員)

すみません、1年間かけてというんですけれども、去年のその話があったのは多分1年前の今ぐらいで、それが1年かけてやっていると今になるんですよ。

多分1年もかけてないと思うんですけど、私。調査が本当にあったんですか、具体的に。何か数字が残っていたりしているんですかね、私そこところがわからないんですよ。それを確認をとりたいんです。

No.255 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.256 ○教育部長(津田 潔君)

申しわけございません。1年間ということで、ちょっとこの手元に資料がございませんが、調査は確実にっております。

それで、必要台数がどれだけあるか、路上駐車といいますか、不法駐車が何台あるか、その辺の台数の調査をしております。

以上です。

No.257 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.258 ○5番(近藤恵子議員)

調査が行われたことは知っているんですけども、その結果というのは、町内会には伝えてあったんですかね。

私も今その調査の結果、大体何台不足することになったかというのも、ちょっと町内会からのほうも聞いていませんし、そういった調査の結果を町内会には伝えられているんでしょうか。

また、今もし調べてわかるんだったら、その調査の結果がどういうものであったか、教えていただきたいんですが。

No.259 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
津田教育部長。

No.260 ○教育部長(津田 潔君)

申しわけございません。手元に資料がございませんが、町内会に調査の結果をお知らせしたというふうには、体育館のほうからは聞いておりません。

それで、2項目目の調査の具体的な数字でございますが、その辺ちょっと手元に今、資料がございませんが、主に大きな大会、体育館で行います大きな大会等でございますので、そういう土曜、日曜の開催のときに、現駐車場スペースが123台ございました。

それに対して、路上駐車といいますか、駐車場からはみ出た台数、その台数を数えまして、期間が、先ほどちょっと申しわけなかったんですが、ある期間を通して、その駐車台数を調査いたしました。

以上です。

No.261 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.262 ○5番(近藤恵子議員)

時間、もしわかるならぜひ調べて、この場で答弁いただけたらうれしいと思うんですけども、それで断念して、あの場で、今回、市道認定が出ていますよね。市道を変えて全部駐車場にするということを、そういう方向転換にしたということは、町内会には伝えられたんでしょうかね。

要するに、最初町内会に持っていったと、そのときに町内会は実態調査をしてほしいと。で、その調査の結果は伝えていない、伝えていなくて、あちらで駐車場をつくるのを断念して、今のところでやるということにしたということは、それも町内会には伝えてあるんですかね。

私は、ちょっと当局から聞いたので知っているんですけども、それが正式なルートとして町内会に伝わっていったんでしょうか、区長なり町内会長なりに。

No.263 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.264 ○教育部長(津田 潔君)

私が聞いておりますところでは、平成23年度、昨年度、地元の役員の方にご相談差し上げたときに、駐車場については同意できないというふうにお話をその場で伺ったというふう聞いております。

それで、保育園用地のほうは断念して、既設の駐車場の整備に変えたということで、地元の皆さんには、その会議のときに同意が得られなかったというふうに解釈して、改めてその辺の駐車場の整備について、お伝えしてなかったかもしれないと思います。

(そうですね、そうですねの声あり)

No.265 ○教育部長(津田 潔君)

ただ、申しわけございません、今、私の手元にその辺の資料がございませんで、前の担当から聞いておる引き継ぎでちょっと申し上げておりますので、多少言い回し等、違いがあるところは、ご容赦いただきたいと思います。

以上です。

No.266 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.267 ○5番(近藤恵子議員)

それで、今年度350万円をかけて駐車場をつくる、それは今、今回の計画では28台かなんかだと、もう少し多かったはずです。33台ぐらい増えるという話、数字、ちょっと1~2台のずれがあるかもしれないんですけども、350万円をかけて、市道を変えて駐車場にするということで、33台ですね、だったと思うんですけど。

そのときに、新たにもう一つ問題が見つかりましたよね。今回の市道認定で、今、歩道になっているところを車道にしないと、都市計画法上問題があると。それは経済建設部のほうから出た話ですよ。

去年の時点で350万円でやればよかったんですけども、今年いざやろうと思ったら、都市計画法上、道のことで問題があって、今、駐車場から出ていく歩道を車道にしなければいけないと。

そのためにかかる費用は幾らぐらいと見積もられて、多分、今回予算にも計上されていると思うんですけども、その駐車場にするためにかかる予算が幾らで、そしてその4メートルから6メートル道を拡幅することによって、とめれなくなった車の台数は何台か、その辺を教えてください。減りましたよね、拡幅で。

No.268 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

答弁できますか。

(金額とねの声あり)

No.269 ○議長(安井 明議員)

津田教育部長。

No.270 ○教育部長(津田 潔君)

議員のおっしゃるように、4メートルの道路を6メートルに拡幅するというので、それは土木課のほうの工事になりますので、ちょっと教育部のほうではお答えできないわけですが、その6メートルに拡幅することによって、駐車場スペースがどれだけ少なくなったかというお答えですが、2メートル拡幅することによりまして、広げることによりまして、駐車場は今123台あるわけですが、道路の形態を駐車場スペースにすることによって最大限有効活用にして、さっきおっしゃられるように33台の増、156台を見込んでおります。

具体的に、道路が2メートル拡幅することによって、何台駐車場のスペースが潰れるかということは、ここで資料を持っておりませんので、ちょっとお答えできないです。

以上です。

No.271 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.272 ○5番(近藤恵子議員)

ちょっと時間が少なくなったのでどんどん聞きますけれども、一応担当課から聞いているのは、道を拡幅するために650万円ぐらい。結局、駐車場を最終的には28台増やすのに1,000万の予算がかかると、そういうふう聞いています。

それは町内会のほうにも説明されたので、町内会に対して、駐車場を今のゲートボール場の跡に持っていくと、今回の予算の350万円できると。それで、もう少し道ができると。

だけど、今のままでいくと、1,000万かけて28台の駐車場、1台当たり幾らかかるかわかりませんよ、をやることになるので、もう一度、ゲートボール場のほうに持っていくことはできないかという提案はしましたよね、町内会、区長も。

その後、町内会が、その集まりの最後のときに、「どうしてもここに駐車場を持ってくることが嫌な人」と聞いたときに、1軒しか手を挙げなかったんですよ、皆さんいろいろな事情を勘案して。

だけど、それにもかかわらず、そしてあそこに駐車場ができたという図面をつくりましたよね、経済建設部。

あそこに、ごめんなさい、その問題があったので、今のゲートボール場に車を、町内の要望を聞いて安全柵をつくったという図面までつくりましたよね。

それは区長にも町内会長にも渡って、さあこれを、説明を聞こうと思って、11月1日に集まりがあったにもかかわらず、その日の午前中に、教育部長と経済建設部長と参事と3人の相談で、駐車場を戻すことはなしにしたと。現行どおり今のままで、28台しか増えないところを1,000万でやることにしたと。

町内会はイエスもノーも言っていないのに、結論を出されたんではないかと思うんですけど、その件については間違いないですか。

No.273 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.274 ○教育部長(津田 潔君)

いきさつを、それではちょっと申し上げますが…。

(早目にお願いいたしますの声あり)

No.275 ○教育部長(津田 潔君)

それでは、簡潔にお答えいたしますが、やはり10月の末と11月の初めに、生涯学習課のほうから、西川の区長さん始め町内会長さんにもお集まりいただきまして、保育園用地が駐車場にならないかということでご説明申し上げました。

今、議員がおっしゃられるように、地元の方が全て駐車場に対してご賛同いただければ、今の既設の駐車場の整備、多額の費用がかかりますので、それを振りかえて、保育園建設用地のほうに振りかえようというふうに考えておりましたが、強硬に反対される方がおみえになりましたので、そこをこのまま駐車場整備で強行していいものかどうか、その辺の疑問が生じました。

その関係で、私が土地を所管する参事、それから道路廃止の部長と相談して、それで一旦検討を白紙に戻したということでございます。

以上です。

No.276 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.277 ○5番(近藤恵子議員)

駐車場があっちに行く、こっちに行く、あっちに行く、こっちに行く。本当に市のほうが、町内会が結論を出す前に、市のほうがこっちにします、こっちにしますと、そういうやり方だったと思います。

で、もう一つだけ、市道を変えれば、確かにいくかもしれないんですけども、あの西川を、正式な書類がないのでちょっと聞いただけで言っていることになるかもしれませんが、あそこのところを歩道にしているのは、結局、まちの中を通り抜けしないような一つのまちづくりなんですよ。

反対側の長田と同じようなつくりにして、中を通り抜けできないような、そこを道にするということは、それは逆に言えば、交通の人の流れが変わりますよね。

どう考えたとしても、福祉体育館の駐車場、信号のところへ行く、あそこで回ったかぎ歯科のほうへ抜けたほうが早いですよね。当然、これから抜け道になるんですよ。

そういったことの、まちのつくりが変わるということに対して、あのとき説明をしたのは、公園側、今のゲートボール場側の人ですよ。実際その辺の、今後車の流れが変わって迷惑をされる方には説明していないじゃないですか。

市道に変えることによって受けるメリット、例えば交通の流れがよくなる、例えば渋滞が緩和される、そういったことがあればいいんですけども、市道をわざわざ変えてまで、駐

車場の数も減って、1,000 万もかかってやるという、その判断がどうして行われたかというところが、町内会は1人の方が確かに反対されていたのはわかりますよ、聞いていますので。

その方は、でも実際、グランドゴルフ場、今のゲートボール場のそばに住んでいらっしゃる方じゃない、全然遠い方だったんですよ。あの辺の方は、一応強硬には反対しないというところで進んでいたんですね。

そのところで、どこでどの情報が、町内の情報が伝わったかわかりませんが、1,000 万かけて28 台の駐車場をつくる、350 万円でいくという、その辺のところ、やっぱり市の意思の決定、その情報の、現場の町内会の話聞いていた人の決定とか、その辺について、やっぱり今回のこれは市が十分にうまく、職員の方が、先ほど月岡議員のときにもありましたけれども、そういったのを、うまく流すというような仕組みがなかったんじゃないかなというふうにちょっと思うんですよ。

その辺のところ、私は11月ぐらいのときに、「今、立ちどまれないか」ということを何度も言いましたけれども、結局、もうそうしますと市長名で文書が出ましたよね。「駐車場は今のとおりいきます」と。

「あの空き地については、今後、用途については町内会と事前に協議します」と、もう市長名で出てしまったので、もうこれはそのまま行くしかないと思うんですけども、もう一回聞きますけれども、28 台のために1,000 万かかるのを、まだ町内がイエスもノーとも言っていないのに、350 万円で何台かわかりませんが、40 台近く増える、その費用でできる、その辺のところの違い。

かつ、交通量も今のままでいける、その辺のところ、どうしてあの決断をしたのか。町内会はまだノーと言ってなかったんですよ。すみません、お願いします。

No.278 ○議長(安井 明議員)

残り時間、3分を切りました。

簡潔に答弁願います。

津田教育部長。

No.279 ○教育部長(津田 潔君)

先ほども申しましたように、生涯学習課、体育館のほうが地元の役員さんにお話を申し上げて、最終的にはその会議の中でよりよいお返事をいただけなかったというのが最大の理由で、今回、検討を白紙にしたわけです。

(ちょっと質問をすぐしたいと思いますの声あり)

No.280 ○教育部長(津田 潔君)

以上です。

No.281 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.282 ○5番(近藤恵子議員)

町内会は、あのときには反対は言ってなかったんで、宿題を出したんです。

安全対策をしてください。このまま公園のそばであることに対して、緩衝帯をつくってください。その返事をします。その返事の図面もつくった、経済建設部。

にもかかわらず、その図面も見せた。にもかかわらず、3人でノーと言ったんですよ。そのとこなんですよ。その意思決定がどこにあったのかということなんです。

No.283 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

津田教育部長。

No.284 ○教育部長(津田 潔君)

再三申し上げますが、やはりお一人の方が強硬に反対されました。

図面も、確かに土木課のほうで新しい図面をつくりましたが、それに対して安全対策、それから一番大きいのが環境対策でございました。

駐車場ができると、騒音がどういうふうになるか、周りの気温がどのように変化するのか、風向きによって駐車場にどのような今後悪影響が出るのか、その辺をしっかり地元の方に説明していただきたいと、そういうようなご宿題もいただいたわけです。

それに対しまして、市、生涯学習課としまして、環境アセスメントのような形になりまして、そのことについて、短期間であり、はっきりお答えができないということで、地元のご理解がいただけないというふうで、今回こういう結果になったわけです。

終わります。

No.285 ○議長(安井 明議員)

近藤恵子議員。

No.286 ○5番(近藤恵子議員)

すみません、いいですか、去年から問題があって、あそこの道を拡幅しなきゃいけないということがわかったのは、もっと今期の初めですよ。

それで、10月の二十何日まで説明会を持っていかなかった、その問題があることがわかっていて。

そして、突然 24 日に持ってきた、12 月議会に間に合わない、環境アセスができないと言
うんですけれども、だったらどうしてわかっていることを、そのできないぎりぎりまで持って
いって説明会をされるんですか。

もし、そこでそんな結論ができたなら、そのときに説明会をしちゃだめですよ。先が、もう 11
月の何日かまでに議案を提出しなきゃいけないから。そこが違うと思います。

No.287 ○議長(安井 明議員)

これにて、5番 近藤恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午後3時21分休憩

午後3時31分再開

No.288 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番 山盛左千江議員、質問席にて質問を願います。

No.289 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は2項目質問をいたします。

まず1点目、資源ごみの回収についてお伺いいたします。

豊明市の資源ごみの回収の歴史は長く、34 年を数えます。

簡単に資源ごみ回収の交付の経緯を申し上げますと、昭和 53 年に開始され、交付金は
売却金、奨励金、基本額の3階層でスタートいたしました。

基本額は、住民への意識啓発や動機づけの意味もあり、長年、回収団体に一律4万円
交付されていましたが、平成の 18、19 年の2年度は2万円に減額され、平成 20 年度には
廃止されています。

平成 23 年度の交付金の額は 2,880 万円、内訳を申し上げますと、売却金、資源ごみを
売った利益ですが、1,520 万円、それに奨励金が 1,368 万円というような内訳になっていま
す。

回収の量は、不況や直接持ち込み、民間が設置した無人の古紙回収などの影響もあ
り、減少傾向にあると思っています。

ごみの減量や資源の有効活用を進めることと、奨励金の関係をどうしていくのか、またコ
スト縮減のために何をすべきか、質問をまいります。

まず質問の1項目目、本事業は事業仕分けの対象となりました。

市民判定人は、「不要・民営化」、そして「抜本的見直し」、合わせて5人。「内容、規模見直し」が3名。「現状どおり・拡大」が6名となり、結果は「現状どおり・拡大」ということに決まりました。

といっても、全体を見るといろいろご意見はありましたので、何らかの見直しを求める結果だったというふうに思います。

その後、どのように検討されていきましたか、お願いいたします。

No.290 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.291 ○経済建設部長(横山孝三君)

ご案内のとおり、資源ごみ奨励金の事業仕分けの結果は、「現状どおり・拡大」でございました。

しかしながら、「不要・民営化」、「抜本的見直し」の判定も合わせて5件でございましたので、当然でございますが、コスト削減が強く求められているものであると認識しております。

まずは、直接、事業仕分けの対象となりました資源ごみ回収の奨励金についてでございますが、事業仕分けの結果を踏まえつつ、価格を中心に検証を行いました。

コストに係る問題としては、収集運搬方法といったことが挙げられますので、その適正化に向けた取り組みが必要であると考えております。

以上でございます。

No.292 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.293 ○12番(山盛左千江議員)

何らかの見直しはされるということですが、それは25年度実施の可能性はどうなんでしょうか、お願いします。

No.294 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.295 ○経済建設部長(横山孝三君)

平成25年度につきましては、先ほどの仕分けの結果でございます。それを受けまして、

「現状どおり・拡大」ということをいただいておりますので、まずはどういったことが問題であるのかということ、もう一回検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

No.296 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.297 ○12番(山盛左千江議員)

25年度の見直しには間に合わないということだと思います。

資源ごみの回収の回数だとか状況の資料は担当からいただきました。いろいろ資料をつくってみましたですが、それを見たところ、月1回収しているところが約80カ所、月2回収が40カ所、月3回収が1カ所ということでした。

それから、資源ごみ回収の1カ所当たりの人口、それから世帯を比較してみました。最大は1,896人、583世帯に1カ所の資源ごみ回収場所という区が1つありました。

それから、936人、421世帯に1カ所、次は904人、363世帯に1カ所というような、そういう状況です。

逆に少ないほうを申し上げますと、27人、10世帯に1カ所、28人、12世帯、それから42人、16世帯に月2回、今の28人、12世帯、42人、16世帯は月2回です。回収を行っているところがありました。

町内会によりこれほどの開きがあるということに、調べてみて驚いたわけですが、回収に係るコストは、このように違えばすごく差は生じてきますが、交付金の基準は同じように交付されてまいりますので、このことについて担当課はどのように考えられますでしょうか、お願いいたします。

No.298 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.299 ○経済建設部長(横山孝三君)

議員がご指摘のように、収集頻度といいますか、回数の違いはございます。月1回、2回、それから3回のところも1町内会ではございます。

それで、その収集頻度につきましては、過去の経緯がございまして、町内会のご希望によりまして決まっております。

例えば、資源ごみ置き場のスペースがない、小さいところですね。それから、資源ごみを月1回ですと1カ月になるわけですが、そこに、各家庭に置いておくスペースが少な

い家庭が多いという地域的な条件など、町内会ごとにいろいろなご事情がございまして、現在の体制になっておるといふふうに考えております。

以上です。

No.300 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.301 ○12番(山盛左千江議員)

それは、あろうかと思えます。

しかし、これほど差があつて、では、先ほど申し上げましたように、24人で12世帯の地域、町内会に月2回収しているところの現場はごらんになりましたでしょうか。

それから、そのほかにもいろいろありますけれども、そういった状況を見た上で、今のようなご答弁をされているのであれば、ある意味、納得できないわけではありませんけれども、そういった調査についての実情をお話してください。

No.302 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.303 ○経済建設部長(横山孝三君)

それぞれ町内ごとに確かに違います。

私の住んでいるところは月1回ですので、しかも道路上を使わせていただいておりますので、短時間に持ってきて、また短時間に回収していただくという、そういうような状況になっております。

また、地域によっては、きちっと資源ごみ置き場を用意されまして、いつでも持って行っていいというわけじゃないんですけれども、一定ルールのもとに集めていただいてという、余裕のあるといいますか、そういった町内会もございまして。

それぞれの地域のご事情によって、回数が決まってくるものと承知しております。

以上でございます。

No.304 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.305 ○12番(山盛左千江議員)

ある意味、町内会任せというか、希望に合わせて回数や回収場所を決めているという実

態じゃなかったですか。

それぞれいろいろ事情はあるし、長い昔からの経緯はあるとは思いますが、事業仕分けに挙げられて、何らかの見直しをしようというふうに考えていらっしゃるのですから、本当にこれだけの世帯数で2回でなければいけないのか、これほどの回収箇所が、10軒に1カ所ずつあるんですよ。

本当にそれじゃないと無理なのか、もう少し統合できないのか、そういったことを調べるなり、区・町内会に他の町内会との差をきちっとご説明されて、ご理解、ご納得いただくというような、そういう作業もこれから必要ではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

No.306 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.307 ○経済建設部長(横山孝三君)

確かに1回と2回では相当の差があって、なおかつその1回あたりの、先ほど申されました人口ですね、人口、世帯がどの程度かということは、把握しております。

相当の開きが現在のところあるのは事実でございますので、環境課といたしましても、その収集回数が月2回のところを1回にできないかというような働きかけは、今後していく必要があると考えております。

以上でございます。

No.308 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.309 ○12番(山盛左千江議員)

そのように努力していただくのは期待したいと思います。

もう一つ、子ども会や一部の町内会が、行政回収とは別に、戸別に古紙業者と契約を行っているケースもあったと思います。

28団体の中の3つが、普通は子ども会方式といいますか、子ども会さんが集められて、一般の古紙回収業者が集めていくというような、そういう方式なんですけれども、その地区によってはステーション、市が設置しているステーションに、その子ども会さんが集められて持っていくところと、玄関先に置いてあって、それを業者が回収していくという、そういうケースもあります。

子ども会さんの活動については、それこそ、また長い歴史がありますので、今ここですぐ

にどうこうということは難しいかと思いますが、子ども会が解散された後、その地元の町内会であったり、有志の会をつくられて、それで子ども会のような回収をしていらっしゃるという実態も、環境課は承知していらっしゃるというふうに聞きました。

いわゆる戸別回収ですね、で、奨励金のみ、売却金はその古紙業者から支払われるので、市がお支払いするというか、交付するのはその奨励金の部分だけということになるんですけれども、今、私が申し上げましたように、10軒に1カ所ぐらいに、今、行政回収で回収場所がある、それから戸別回収をしているところがある。それで、交付金の支給の仕方が違うということに少し疑問を感じたわけです。

今後、高齢化がさらに進んでいく中で、ステーションが遠くなれば、数が少なくなれば、資源ごみの回収率が下がるということも当然心配されるわけですから、じゃ逆に、数を多くすると回収費用が増えるという、また逆の効果も出てきますね。

そこら辺を、今後どうしていくかというのも重要な部分かというふうに考えております。

それで、よそを調べたところ、他市町を調べたところ、そういう戸別回収、あるいは極端に戸別回収に近いようなところは、売却金は交付するけれども、プラスアルファの奨励金はなしと、そういったところもあったように思います。

今後、高齢社会がどんどん進んでいく、あるいは、その地域の事情で大きなステーションを設けることができない、そういった地域に対しては、別の選択肢を、行政回収ではあるけれども、戸別に近い回収を選択していただく、そのときの奨励金のあり方は、また別計算で行う、そういったことも、これから必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

No.310 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.311 ○経済建設部長(横山孝三君)

子ども会さんのことを引き合いに、戸別回収の件でございます。

現在、子ども会さんは、ステーション及び各戸の玄関先まで収集をされております。

子ども会さんは、業者さんと直接契約しておみえになりますので、収集運搬費用は、市は負担はしておりません。

それで、区や町内会さんが子ども会さんと同様に、業者と直接契約して戸別回収なり、そういった一定の収集を図りますと、収集運搬費用が差し引かれることになりますので、区や町内会の収入が減ってくるということになります。

また、売却単価が下がった場合には、区や町内会の収入がなくなることもあり得る事態が想定されます。

このようなことから、区や町内会での収集自体をやめようかというような事態も起きると

いう心配もございますので、そこら辺のことは、よく検討してまいりたいと考えております。

No.312 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.313 ○12番(山盛左千江議員)

そこら辺は、地域の方のご事情なり、結局、区・町内会の活動費を確保するために資源ごみ回収をされているという、それが大事な財源になっている部分もあるかと思えますけれども、それは本当に区・町内会に聞いてみないとわからないと思うんです。

より出しやすいほうを選択されるのか、交付金が減ってもされるのか、それともやっぱり収入のほうが大事で、ちょっと努力してでも、遠いところであっても持っていく、行政回収を続けるというふうなのか、そこはぜひ一度、確認していただきたいと思います。

今のままでいいというわけでは決してないですので、その辺についてはお願いをしておきたいと思います。

それから、2つ目の質問の常設の資源ごみ置き場の件ですけれども、清掃事務所、それから市役所で2回、それから中西ですかね、その3カ所で4回行われていますが、その持ち込み型のほうの費用、1トン当たりの回収コストはどのくらいになりますでしょうか。

それから町内会の、今言われたタイプのほうの回収コストは幾らになりますでしょうか、お願いいたします。

No.314 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.315 ○経済建設部長(横山孝三君)

まず清掃事務所、それから回収業者への直接持ち込み、それから市役所駐車場で3カ所やっております。

そこでの資源回収のコストは、1トン当たり9,270円でございます。

それから、町内会、子ども会全体では、1トン当たり1万6,271円でございます。

以上でございます。

No.316 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.317 ○12番(山盛左千江議員)

当然、直接持ち込みのほうがコストがかかってないというのはわかるんですが、約 7,000 円違うんですね、1トン当たりが。

これが先ほどの細かく回収するときと、区で1カ所だったり、町内で1カ所だったりということにも、また影響してきますので、区・町内会が何カ所の回収ごみ置き場を持っているかということで、区や町内会にどのぐらいの回収コストがかけられているかということとも関係してくるなと思って、今、数字を見させていただきました。

直接持ち込みのその量というのは、ここ数年どんな傾向にありますでしょうか。増なのか減なのか、お願いいたします。

No.318 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.319 ○経済建設部長(横山孝三君)

最近の傾向でございます。

中西さんと清掃事務所と市役所の3カ所の合計でございますが、回収量が、平成 20 年度が 734トン、21 年度が 734トン、22 年度が 710トン、23 年度が 701トンという傾向でございます。

以上です。

No.320 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.321 ○12番(山盛左千江議員)

一般の資源ごみの量がどんどん減っていますので、直接の持ち込みのほうは横ばい、数字だけを見ると若干減っておりますけれども、減りぐあいからいくと、直接持ち込みのほうの減りぐあいのほうが少ないのかなというふうに見させていただきました。

直接持ち込みのほうがかからないわけですから、市としては直接持ち込みを歓迎するというか、そちらの量を増やしていくというような、そういう意向、3番目のリサイクルステーションの増設にも関係してまいります、その辺についてのお考えはいかがですか。

No.322 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.323 ○経済建設部長(横山孝三君)

直接持ち込みにつきましては、あくまで町内会とか、区の資源ごみ置き場に持ってこられない、あくまで特殊なケースというふうに市は捉えておりますので、基本的には町内会さんのほうに持って行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

No.324 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.325 ○12番(山盛左千江議員)

そうすると、リサイクルステーションを今後増やしていくという考えはないということなのでしょうか。

No.326 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.327 ○経済建設部長(横山孝三君)

増設は、費用対効果を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

特に市役所での月に2回、日曜日にやっておりますけれども、時間の都合で、ご家庭の時間の都合で朝早く出せないとか、日曜日にしか出せないというご家庭もおみえになるでしょう。

そういった方は市役所に持ってきていただきますが、市役所では、当然のことながら、車でおみえになりますので、例えばそのときに、市のほかの行事が入ったときに駐車場が錯綜してしまって、そちらの方にもご迷惑をかけるということで、そういうことはございますので、増設を考えますときに、たくさんの広い面積が要ということが、まずありますので、そこら辺の建設の費用、それからその必要性について、よく検討してまいりたいと考えております。

No.328 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.329 ○12番(山盛左千江議員)

費用対効果を考えてということですが、費用対効果で見合わないというケースはどんな

ことが想定されるのか。

それから、議会の行政視察などで、公共施設に置くコンテナですか、そういったものが常に常設で置いてあって、市民がいつでも入れられるという、その市役所の休みのときに資源ごみの回収をするのではなくて、違う回収方法をしている自治体もありますが、そういったことも含めて、検討の余地はあるでしょうか、お願いいたします。

No.330 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.331 ○経済建設部長(横山孝三君)

先ほど申し上げましたけれども、費用対効果につきましては、中西さんとか清掃事務所、中西さんのほうは、ほとんど市のほうの手間はないわけですが、そのほかの公共施設、あるいは清掃事務所に持っていかれるときには、清掃事務所のほうは職員がおりますので、それはそれでいいんですけれども、ほかに市役所のような施設をつくるとか、コンテナを置くということについても、その回収手間が当然必要なわけですし、どの程度回収、回収回数ですね、が、どの程度要るかとか、そういったことも検討しなければいけないというふうに思います。

それから、いつでも入れられるということになりますと、それは非常に住民の方にとっては便利な話なんですけれども、そういったまずスペースがあるとか、いろいろ検討しなければならない点があると思いますが、先ほど議員が申されましたように、そういったことをやっているという市町村があるということでございますので、そこら辺はよく調べさせていただきたいと考えております。

以上です。

No.332 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.333 ○12番(山盛左千江議員)

検討の余地があるというふうに判断させていただいていいかどうか、後からもう一度ご答弁いただきたいと思いますが、豊明市のホームページに事業仕分けの結果について、昨日でしたか、一昨日でしたか、公表されておりました。

そこを見ると、奨励金額は現行どおり実施するが、支払い方法について検討する。

それから、奨励金額については、今後も調査研究する。

それから、リサイクルを常に意識できるような施策を実施するという3つが書かれていま

した。それが見直しの内容というふうな枠の中に書かれておりました。

それぞれについてどのような見直しをするのか、どういった施策を行うのか、今説明できる状態でありましたら、お願いいたします。

No.334 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.335 ○経済建設部長(横山孝三君)

12月3日付で市のホームページにアップさせていただいております。

あくまで案ということで、これからパブリックコメントを経て、正式決定させていただくわけですけれども、まず1点目の支払方法について検討すると申しましたのは、今現在は毎月やっておりますけれども、これを2カ月とか3カ月とか、間隔をあけてお支払いできないかということ。

それから、奨励金額につきましては、近隣自治体との比較を再度しながら決定していくということですが、豊明市におきましては、近隣に比較しまして、この奨励金額の点だけ見ますと、現在は安いほうであるということでございます。

3点目のリサイクルを常に意識できるような施策といいますのは、今現在でもやっておりますけれども、その広報、ホームページですね。なお一層、啓発を図っていきたいという予定をしております。

以上でございます。

No.336 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.337 ○12番(山盛左千江議員)

資源ごみの回収につきましては、なぜ事業仕分けの調査項目というか、対象にされたのか、そのことをもう一度、そもそも論から考えていただく必要があるかなというふうに思っています。

私が調べましたように、回収の箇所、それから回数について、非常に開きがあります。いろいろ事情があるにしても、余りにも開きがあり過ぎるというのは、理解していただいたというふうに思います。

それから、奨励金についても、仕分けの中でも言われていたと思いますけれども、もう既に皆さんの中には、資源を有効に活かすという、リサイクルという気持ちは十分に根づいていると。それを奨励金で引っ張るのではなくて、皆さんの責任で、意識でもってやってい

ただける、もう豊明のレベルは高いんじゃないかという、そういうご意見もありましたし、県下で7番目という、とてもレベルの高い状態だという説明もあったと思います。

区や町内会の活動費が必要だということと、資源ごみの奨励金が必ずしもつながるのかどうか、そのところをもう一度考え直すということが1つ。

もう一つは、先ほど申しあげましたけれども、ステーション化して効率よく集めて処理をするという方法に豊明市が進もうとするのか、それとも地域の事情や、それから高齢社会に向けて、より細かくきちっと拾っていく方向にいくのか、その考え方をまとめていかないと、方向を決めていかないと、奨励金がこれで正しいのかどうか、コストがそれで適しているのかどうかという判断ができないと思うんです。

ですので、そもそもその事業仕分けの対象に入れられたというところから、この資源ごみ回収を何かしら考え直さなきゃいけないという意味があったというふうに私は理解をして、今回の質問をいたしました。

ばらつきがあるということ承知の上で、今後見直してくださるということですが、今申しあげました2点について、十分考えていただきたいと思います。

いつごろまでに見直しの内容等の結論を出されるのか、お願いいたします。

No.338 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

横山経済建設部長。

No.339 ○経済建設部長(横山孝三君)

まず、奨励金でございますが、これは事業仕分けのときにもご説明しておりますけれども、区・町内会さんにおかれましては、奨励金は各地区の資源ごみ集積所の管理費、それから不法投棄の処理費などにも充てられておるというふうに承知しております。

それから、仕分けのことでございますが、奨励金の費目ごとの単価は、平成18年度以降据え置いております。

先ほど申しあげましたけれども、奨励金の周辺自治体との比較では、平均またはそれ以下でありましたので、妥当なものと考えております。

また、そのようなことが仕分人、市民判定人の皆様にも理解されたものと考えております。

それから、ステーション化の件でございますが、費用対効果ということで、今の我々の考えでは、新たなステーションをつくるということの費用のほうですね、こちらのほうが大変かかってくるのではないかというふうに、今現在では心配しております。

それから、いつまでということでございますが、先ほど申しあげましたけれども、町内会さんのほうに、まずは回数についてご相談申しあげたいというふうに考えております。

それは、来年予定を組んで、よく皆さんとご相談させていただきたいと考えております。

以上です。

No.340 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.341 ○12番(山盛左千江議員)

資源ごみの回収の近隣の状況、これは事業仕分けのときに配られた資料ですが、これも、これを見させていただくと、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パックについてはほとんど、ここにある8自治体においては全て奨励金の対象になっておりますけれども、アルミ缶やスチールについては、日進やみよしや東郷は対象外。

それから、飲料用ビンやカレット、ペットボトルについては、奨励金の対象にしているのは4自治体しかないわけですよ。

半分がやってないということですので、うちが必ずしも低いというふうに言われましたけれども、全体を見ると、そうとも言い切れないというふうに、この資料に、担当が出されたこの資料から私はいかががえます。

今の最後の答弁を聞いていると、事業仕分けで、じゃやってもらう必要がなかったんじゃないかというような感じに、私には聞こえるわけです。

何かしらを見直そうと思って事業仕分けに出されたんですから、今後、私が今、指摘させていただいたことも含めてしっかりやっていただかないと、事業仕分けそのものが、意味のないものになるんじゃないかというふうに思いますので、これは回答は結構ですが、よろしくお願いいたします。

次の質問、行財政改革と市民主体のまちづくりについて質問をいたします。

前回、小浮副市長に質問をいたしましたけれども、ちょっと時間切れになってしまいましたので、続きというような形で行わせていただきます。

9月議会で、「小さな政府・大きな行政を実現するために必要と思われる改革、挑戦してみたいことは何ですか」という質問に対して、人件費などの固定費を押さえる、民間活用の導入、機構改革、事務改善を1～2年間を目安にやらなければならないといった答弁があったと思います。

そこで、お伺いいたします。

人件費の抑制についてですが、平成25年度の職員体制は何人の見込みでしょうか、お願いいたします。

No.342 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.343 ○副市長(小浮正典君)

すみません、平成 25 年度ですね。

詳細については、これから人事を詰めていきますので、詳細についてはまだ決まってお
りません。

以上です。

No.344 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.345 ○12番(山盛左千江議員)

詳細じゃなくても、退職予定者、あるいは新人、新規採用の人数はもう決まっております
ので、およそで結構ですが、減るのか増えるのか、お願いいたします。

No.346 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.347 ○副市長(小浮正典君)

正規職員の数で言えば、8名減る形になります。

予定です、これはあくまでも。

No.348 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.349 ○12番(山盛左千江議員)

わかりました。

機構改革について伺いいたします。

今回の提案の機構の見直しでいくと、人件費は結局はどうなるんでしょうか。

課が1つ増えて、係が3つ増えるような案だったと思いますが、人件費見込みについてお
願いいたします。

No.350 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.351 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

人件費見込みであります、午前中の答弁でもいたしました、課が1つ増える、係が合計で3つ増えるわけでございます。

ただ、人件費としては、やめられる方の年齢、当然 60 に近い方、60 の方、給料としてはマックスの方がやめられて、で、新たに課長になる方というのは比較的若い方がなられますので、そういった面では、幾ら増えるというようなことというのは、そんなに大きな額ではないと思いますし、以前の答弁でも申し上げたように、現在 61 の係がございまして、92 人の係長がいるということでございます。

それを、徐々に係の数イコール係長の数にしていきたいと、長い間かかるとは思うんですが、そういったことも目標にやっていくということで、来年度の4月に、機構改革に合わせる形で、係長についても何人ぐらい任命をしていくのかというようなことも、これからやっていくわけなんです、そういったことを考えますと、その1つの課が増え、3つの係が増えることによる人件費の増というのは、数字を持っていないのではっきりしたことは言えませんが、大して増えないだろうという、そんなに、どうでしょうね、そんなに増えないだろうというようなことでございます。

以上です。

No.352 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.353 ○12番(山盛左千江議員)

機構改革の部分だけで言うと、今大して増えないだろうということは、減らないということの裏返しかなというふうに今思いましたが、全体としては8人減ってくるわけで、で、高所得者の、高給取りがやめて若い人が入ってくるので、その差額もあるとは思いますが。

なので、全体として 25 年度の給与というのは増えるのか減るのか、そんなことがちょっとわかればと思いたしますが。

No.354 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.355 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

全体としては、先ほどの8人というのは非常に大きいわけでありまして、管理職全体でさ

つきも申し上げましたが、全体としては1億程度減るというふうに考えております。
以上です。

No.356 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.357 ○12番(山盛左千江議員)

あと固定費、民間機構、それから民間活力の導入ということについてお伺いしますが、事業仕分けの中で、仕分人、それから判定人の方たちから、「地域力」だとか、「市民の力」、「民間活用」という言葉が物すごくたくさん聞かれて、私も驚いたぐらいだったんですけども、こういったことについて、今議会で指定管理者制度のちょっと手始めの条例が出ておりますけれども、どういった施設を予定して、今後どういうふうに進めていかれるのか、その点についての説明をお願いいたします。

No.358 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。
小浮副市長。

No.359 ○副市長(小浮正典君)

民間活力の導入については、先ほど議員もおっしゃったように、具体的には平成 26 年 4 月に、施設について、指定管理者制度による公共施設の管理を導入したいというふうに考えております。

その準備として、この議会で手続条例を提出させていただいている次第でございます。

どの施設で最初に導入していくのか、さらにはどの施設から導入するのか、そういったことは現在研究しているところです。

基本的に、これはいろんな会議の場でも申し上げているんですけども、施設について限りを設ける必要はないというふうに考えております。

ただ、必ず守らないといけないのは、民間委託することで市民サービスが劣化する、これはあってはならないというふうに考えております。

コスト面だけではなくて、このサービス面もきちんと留意した上で検証して、どの施設がふさわしいのか、あるいは民間委託をする場合に、受け入れる業者のほうの需要もあります。

そういったことで、単独がいいのか、あるいは複数の施設をまとめて任せたほうがいいのか、そういったこともこれから研究していかないといけない。

そういったことを今、庁舎内で議論をずっと重ねている状態でございます。

以上です。

No.360 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.361 ○12番(山盛左千江議員)

そうすると、まだまだ具体的になってきていないので、指定管理者制度の導入によって、職員数をどのくらい減らしても市民サービスに影響がないのかという、その数字は今持ち合わせていないということになります。

そうすると、私が9月議会で質問いたしました「小さな政府」の部分ですけれども、25年度についてはどういう状況になるのでしょうか。

市と、市長マニフェストの人件費の削減というのが、大きな財源確保の1つのテーマというか、になっていましたので、このところが確実になくなってこない、25年度に確実になくなってこない、26年度の予算が組めない。

新しい事業に、市民負担の軽減とか、いろいろなことに取り組めないということになってまいります、その辺の見込みについてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

No.362 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.363 ○副市長(小浮正典君)

先ほども申し上げたように、26年4月の指定管理者制度の導入に向けて、もう既に検討を進めている状況でございます。

ただ、そこで働いている職員もおりますので、そういった具体的な施設については、ここで述べるべきではないというふうに考えております。

ただ、幾つかの施設について、既に検討を続けている状況でございます。

以上です。

No.364 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.365 ○12番(山盛左千江議員)

私がここでお尋ねしているのは、「小さな政府・大きな行政」を実現していくために、固定

費とかそういったものをどのように圧縮をして、それを実現していくかという話なわけです。

なので、どこの施設、すなわち何人というのがおっしゃれなければ、それでも構わないんですが、9月議会でおっしゃられたその答弁が、どのように実現されていくのかということは今、確認させていただいておりますので、もう一度答弁をお願いいたします。

No.366 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.367 ○副市長(小浮正典君)

人件費を抑制しないといけないというのは、これは確かだと思います。

これは、いろんな答弁でもずっと出ていることですが、扶助費が今後増大していくとか、あるいは市制40周年を今年迎えました。そういったことで、公共施設がいろいろなところで修繕が必要になってくる、そういったことがございます。

ということで、人件費を抑制していかないということは確かではあります。

ただ一方で、新しい需要ということも生まれてきております。

例えば耐震化をいろいろな施設で進めておりますけれども、これもやはり東日本大震災を受けて、さらにそれを深めていく必要も出てきております。

あるいは、新しいエネルギーということについての対応もしていく必要がある。

さらには、地方分権によって、国や県が今現在やっている業務が、基礎自治体である豊明市のほうにおりてくる、そういったこともございます。

そういったことを勘案して、市民サービスを劣化させて職員数を削減するであるとか、そういったことはやってはいけないというふうに私は思っておりますし、それは市長も同じ考えだというふうに考えております。

市民サービスを劣化しないで、新たな業務をやりながら、いかに人件費を抑制していくか、それを我々は市民の皆さんに問われている、それをやらなきゃいけないという使命を我々は負っているというふうに思っています。

そういったことで、業務改善であるとか、指定管理者制度を導入するであるとか、機構改革を進めていくとか、そういったことをやっていかないといけないということでございます。

機構改革についても、来年の4月に向けてやりますけれども、これで別に終わりというわけではなくて、毎年毎年それは検証していく必要があるというふうに思っております。

人員についても、確かにこの数年、正規職員の退職者が多いんですけれども、逆にそういった方々の中から、再任用で働いていただく職員も出てきております。

そういった方で、再任用で働いていただく方は、ベテランの職員で40年ぐらいその職務に当たってきた、非常にノウハウを持っている職員なので、そういった再任用の職員の力

を、どうやって活用していくのかということも、秘書政策課を中心に考えていただいているところでございます。

以上です。

No.368 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.369 ○12番(山盛左千江議員)

やらなきゃいけないことがいっぱいあって、それから求められるサービスもたくさんある。で、高齢化だとか少子化だとか、いろいろなことに取り組みなきゃいけない、その中で財源をどのように捻出するか。自分の、タコじゃないですけど、自分の手足を食べて、それでお金を生み出すというのは、正直言って、そんなに私はいいことだというふうには思ってはいません。

いませんが、民間から見ると、多分、役所なんかは恵まれているというふうに、市民の皆さんは思っいらっしゃると思います。

不況になっても、条例で定められている給料は減りませんし、退職金も確保されておりますし、それから期末手当もきちっと何パーセントで決まっているわけですよ。

そういった中で、職員が何を努力し、どのようにして財源を、自分たちが身を削りながら、市民のために、市民からいただいた税金をいかに返すかという、そのところの気合いというか、意気込みというか、やる気、そこを市民にしっかりご理解いただかないと、今後必要になってくる、国で言う増税ですけれども、市で言うなら受益者負担かもしれません。そういったことに対して、受け入れは絶対無理だろうと、私は思うわけです。

で、「小さな政府・大きな行政」という1つの看板を掲げられたので、その難しいかじ取りをどうしていくのかというところを、一応確認をさせていただきたいなというふうに思っております。

また、ひょっとしたらここに戻ってくるかもしれませんが、次の質問に移っていきます。

②ですけれども、「新しい公共」を実現するためには、民間、それから団体などの役割分担が必要だという、65歳以上の元気なシニア層のやる気をいかに押し出していか、社会貢献活動へのきっかけづくりや、民間団体とのマッチング、コーディネーター、情報提供をしていきたいというふうに答弁をいただきました。

その中から、まずシニア層への働きかけについてどのようなことをなさるのか、お願いいたします。

No.370 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.371 ○副市長(小浮正典君)

9月議会でも答弁させていただいたんですけども、団塊世代の人たちがどんどん急増してくる。これは豊明市でも、そういったことで団塊の方々が退職されて、その次の人生を歩まれる。

そういったことの中で、いかにそういったシニア層の力を、消費者ではなくて、公共的なサービスを提供する側として働いていただきたいというふうに、それを我々は考えております。

そういった中で、今年度から高齢者ボランティアポイント制度というのもスタートしております。

これは、市内在住の65歳以上の方で研修を受けられた方が、市の指定する介護施設でボランティアをされれば、ポイントがたまって、年間最大5,000円の商品券を受け取れるという仕組みでございます。

今後の超高齢社会を考えれば、このご高齢の方が、元気なご高齢の方がご高齢の方を介護すると、そういった地域で発展していくというのが不可欠だというふうに考えております。

まだ事業が始まって2カ月ほどしかたってないんですけども、それでも、現在の登録者は既に11月末で37人、もっと今のペースでいけば、多くの方にご登録いただける事業になっていくというふうに思っております。

豊明市のシルバー人材センターのほうに登録されている会員数も増加傾向にあります。そういった方で、既存のいわゆるインフラもぜひ活用していただきたい、そのための情報発信を我々はしていかないといけないというふうに思っております。

また、来年3月に、市民の方々がみずからつくる生涯学習システムの、仮称ですが、「とよあけ大学」というのも開設されます。

この中でも、多くのいろんなきっかけ、そういったものはこのとよあけ大学の中でも生まれてくると思います。

我々も、そのとよあけ大学の中でいろいろな講座ができると思うんですけども、そういった中で、いろいろな方々がその中で交流できるような形をつくって、新しいNPOの事業であるとか、そういったものを始められるきっかけをつくっていかないといけないというふうに思っております。

以上です。

No.372 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.373 ○12番(山盛左千江議員)

今ご答弁いただいたのは、どちらかというと個人的な、シニア層なのでそういうことになろうかなとは思いますが、テーマは「新しい公共」ということですので、本当はもうちょっと事業型のNPOだとか、本当に公共の担い手をつくるような、そういったような話に展開してほしいなという気持ちがちょっとありました。

それで、次の質問ですけれども、市民力をつけるための市民提案型まちづくり事業の見直しについてはどのようにご検討なさるでしょうか、お願いいたします。

No.374 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.375 ○副市長(小浮正典君)

市民提案型まちづくり事業というのは、平成 23 年度に、委託形式であったものを交付金制度に変更されております。それで、より使いやすい制度に改められているというふうにご考えております。

昨年度は5つの事業の提案があつて4つの事業が採択、今年度は 12 の事業の提案の中から3つの事業が採択された。

これからいろんな形でまちを盛り上げていただく、あるいは、まちの公共の部分をサポートしていただく、そういった事業に発展していただきたいというふうにご考えております。

この制度については、ずっと市民協働課を中心に、他の市町の状況なども調査して、交付金額がどういったものであるべきか、上限額等についても研究しております。

そういった中で、交付金の団体件数、そういったもの、あるいはその上限金、そういったものも、どういったことであるべきかということも検討を重ねております。

特に先ほどのものと、また重なるんですけれども、私の頭の中ではやはり団塊世代の方々が大量退職されて、その方々にやっぱり新しい公共の担い手になっていただきたいというふうに、大きな力になっていただきたいというふうに私は思っております。

そういった中で、ただ、新しい事業を始めるに当たって、なかなかやはり退職された方にとっては、退職金というのはこれからの人生のいわゆる生活費に当たる形になるので、なかなか最初の事業としてお金をかけるのが難しいという方もいらっしゃると思うんですね。

だから、最初のそのきっかけの部分で、お金がどっかから来ればこしたことはない。民間レベルでそういったものがあればいいんですけれども、そういったものが不足しているなら、行政でやる必要はあるというふうに思っております。

ただし、こういった事業をやるに当たっても、なかなか毎年毎年、その団体に補助金はずっと行くとか、そういった形になると、その団体もある意味、補助金に頼る形になって成長しないと思っています。

ある意味、事業が拡大するためには、その事業の中できちんとお金が生み出されるよう

な事業。ボランティアも決して無償ボランティアではなくて、有償ボランティアを活用するか、そういったことも必要になってくると思います。

NPOのNPO法についても、3分の1の役員については報酬まで認められているわけですよね。そういった形で、最初のきっかけづくりの部分は、やはり行政も手伝う必要があると思いますけれども、その後はぜひ、その事業者の方々に事業を拡大していただきたいというふうに思います。

ただ、商工会等は、利益団体についてはいろいろな交流をしていただいているんですけども、そういったNPO同士の交流の場が、やはりちょっとまだ豊明の場合は不足しているのかなというふうに、私自身は思っているんですね。

そういったことで、とよあけ大学を先ほど例に挙げたんですけども、そういったことで、とよあけ大学がこれからどういった形で発展していくのか次第なんですけれども、そういった場も活用しながら、いろいろな方が交流する場がどんどん広がっていけばというふうに私は思っております。

以上です。

No.376 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.377 ○12番(山盛左千江議員)

これから立ち上がるとよあけ大学への期待ももちろん持っておりますけれども、豊明にはNPO連絡協議会というのがありまして、平成10年からだったかな、かなり歴史があって、今も区・町内会も含めて100団体ぐらいが登録しているというふうに思います。

今度NPOフェスタも、毎年行われておりますけれども、そういった行事もありますので、ぜひ副市長もそこへまた出向いて、市民と交流していただきたいなというふうに思っておりますが、その提案型の事業は、今は新規事業しかできないとか、1年、年度内に終わらないといけないとか、そういうことで申し込みが5月で、その年度内に終わらなきゃいけないという、非常に条件が厳しい。

金額が低いとか、全体の予算が45万円であるということだけではなくて、余り使い勝手がよろしくないということも耳に入っているかと思いますが、そういった具体的な見直しについての考えが金額以外にあるかどうか、ご検討いただけるかどうかお願いいたします。

No.378 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.379 ○副市長(小浮正典君)

具体的にどうするかというのは、なかなかちょっと今まだ、予算に関連することなので申し上げられませんけれども、検討を重ねているところでございます。

以上です。

No.380 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.381 ○12番(山盛左千江議員)

では、来年度の予算には必ず反映していただきたいというふうをお願いをしておきます。

それと、そのように新しいNPO団体や地域団体の活動、それから新しくなくてもいいかと思うんですけど、そういう制度を今から見直していこうという中に、以前からの補助金がありますね。

で、補助金のゼロベースの見直しというのも、もう何人もの議員が質問していたと思いますが、今あるものを、提案型を見直すというのと、今現在ある補助金の制度を見直すというのが、ばらばらになっていたり、その条件がすごく差があるというのも、決していいことではないと思いますが、補助金のゼロベースの見直しについての進捗状況、あるいは、どんな見直しを今検討しているかということがあれば、ここでご説明いただきたいと思えます。

No.382 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.383 ○副市長(小浮正典君)

補助金ゼロベースの見直しについては、早ければですが、早ければ来年度のどこかででもやりたいというふうに考えております。

ただ、ほかのいろいろな見直しも進めていかないといけないので、来年度、実際できるかどうかというのは明言はできません。

以上です。

No.384 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.385 ○12番(山盛左千江議員)

補助金のゼロベースの見直しも来年を目標にしたい、それから今の提案型は来年度か

らも一部見直しいただければいいんですけれども、市民が行う、団体が行ういろんな公共的な事業に対する補助のあり方や、援助のあり方が、やっぱり既存の団体とそうでない団体と差がある、格差があるというのは、とても好ましいことではないというふうに思いますので、そういったことをきちっとあわせ持って、ゼロベースの見直しも進めていただきたいと思いますというふうに、これはお願いをしておきます。

あと、市民の力をつけていく、公共を担うほどの市民を育てていくという中で、NPO支援センターというものの設置が随分前から、市民団体の中からそういった要望が出ているのはご承知かと思います。

それから、豊明市には、平成20年の3月につくられた「協働のみちしるべ」というものがあります。

その中でも、市民協働、NPO団体、それから支援団体、コミュニティーの支援をするいろいろな具体的なものが書かれておりますけれども、中間支援組織の育成というものも、この中に書かれています。

個々のNPO団体が頑張っていかれるというのは、当然必要なことなんですけれども、今、副市長が言われたとおり、交流をしたり、情報交換をしたり、いろんな情報をまた提供したりというためには、中間支援NPOというのが欠かせないと思います。

そういったものの立ち上げや支援についても、今後、検討してくださるのかどうかお願いいたします。

No.386 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.387 ○副市長(小浮正典君)

すみません、先にちょっと訂正がございます。

答弁の中で、来年度の人件費について、1億円ほどのマイナスになる見込みだというふうな答弁があったかと思っておりますけれども、今現在の見込みでは、大体4,600万円ほどのマイナスになるというふうな見込みでございます。

すみません、先にそれだけお伝えします。

それから、NPOの連絡協議会があるということについては、私も認識しておりました。

ただ、先ほど山盛議員がまさにおっしゃったとおり、そういう中間支援施設、NPO支援センター、そういったものが豊明にないというのが、ずっとそういったことで課題になっているということも私も存じ上げております。

ただ、これがなかなか、やっぱりNPOというのは民間の力があって初めて成り立っていくものなので、これについて行政が余りある意味出しゃばってしまうと、それこそ全部行政に頼ってしまうような状況になってしまうと思います。

こういったものが、民間の人の中から力として出てくれば非常にありがたいなと、それが
ある意味、私が期待しているところでございます。

そういったことで、いろんな人たちの交流が広がるのではないかというふうに、私は考え
ているんでございます。

以上です。

No.388 ○議長(安井 明議員)

残り時間4分 30 秒です。

発言には注意願います。

山盛左千江議員。

No.389 ○12番(山盛左千江議員)

では、次のパブリックコメント、タウンミーティングの参加度が低いということと、市民の市
政への関心を高めるための具体策というのを一緒にお伺いしたいと思います。

どのようなことを考えていらっしゃるのか、手短かにお願いいたします。

No.390 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.391 ○副市長(小浮正典君)

パブリックコメントとかタウンミーティングは、確かに応募していただく方とか、参加いただ
く方というのは、確かに今現在多いとは言えないと思うんですね。

ただ、そういった中でも、いただけるご意見は非常にありがたいというふうに考えておりま
す。

ただ、我々もいろいろなチャネルを、どんどんこれからは情報発信の場、あるいは情報を
受け取るチャネルとして増やしていかないとというふうに考えております。

例えば事業仕分けの中でも、実は事業仕分けの前日、前々日に、豊明駅と前後駅に
職員が出向いてビラ配りをして、「明日来てください」とか、「明後日来てください」という形
をとらせていただきました。

こういった取り組みは、少なくともこの 10 年ほどでは余りなかったというふうに聞いており
ます。

傍聴された方は、結局2日で 134 人ではあったのですが、これはこれまでの市政
に、まちづくりに市民の方が参加いただくという機会ということを考えれば、ある意味、多い
数字だったということも言えるかというふうに思います。

ビラ配りだけではなくて、例えば投票箱を3階に、事業仕分けのことですけれども、3階に置かせていただいたのですけれども、これはなかなか職員1人をべったり下に置けないという事情があったというふうに聞いております。

それは確かに職員を管理する側としても、正当な根拠があるものだというふうに思っております。

ただ、全庁的な取り組みについては、例えば各課が1人ずつ職員を配置、2時間ずつ出して、それで最初の1週間だけでも1階に投票箱を置いて、市民の方から相談を受けながら意見をいただくとか、そういった取り組みも、今後は必要になってくるのかなというふうに思っております。

パブリックコメントについても、今現在、情報システム課が実施している、第2次情報化推進計画についてのパブリックコメントでは、サブタイトルまで募集しているんですね。

やはり市民の方が参加した中で、やはり参加してよかったなというようなものが、必要なのではないかというふうに思っております。

事業仕分けでも、やっぱり判定の方々が非常に満足感というか、そういったご意見が非常に多かったというふうに思っております。

そういったことで、参加いただく方にいかに満足いただくかといったことも、我々はそういった視点も必要になってくるというふうに思っております。

以上です。

No.392 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

時間がほとんどございません。

No.393 ○12番(山盛左千江議員)

今言われたのはまさしくそのとおりで、市民の満足度、市民が打てば響くという経験をたくさんしていただくことだと思います。

職員が努力されるのもいいんですけれども、例えば先ほどの近藤恵子議員の質問ではありませんけれども、審議会や委員会の回数を増やす、メンバーを市民公募を増やす、そしてしっかり意見を言っていただいて、市政の計画決定に参画していただく、そういった仕組みもやらなくちゃいけないと思うんですよ、個別ではなくてね。そういったことをぜひやっていただきたい。

それから、みちしるべの中にも入っておりましたが、自治モデル地区の導入、これは23年から27年の間にやることになっています。

それから、地域担当職員、これは平成20年から22年の間にやることになっています。いずれもまだできておりません。

そういったことも、市民が市政に直接参加する、意思決定を自分たちがする、自分たち

のことは自分たちで決めるという自治、新しい公共の大きなツールだというふうに思われます。

これが平成 20 年の段階で、もう豊明市の計画の中に入っていた、こういうことをしっかりご認識いただいて、早急に進めていただきたいと思います、答弁をお願いいたします。

No.394 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

小浮副市長。

No.395 ○副市長(小浮正典君)

今後十分、議員のご意見も踏まえて検討を重ねていきたいというふうに思っております。
以上です。

No.396 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.397 ○12番(山盛左千江議員)

市民参加で、とても先進的な動きをしている我孫子市のことを、少し紹介させていただきたいと思います。

行政の役割は、公権力を伴わなければならない仕事…。

(終了ベル)

No.398 ○議長(安井 明議員)

これにて、12番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 12 月 6 日 午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後4時32分散会

